

事業者の皆さまへ

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
許可申請等の手引

第1版改訂

令和7年7月

石川県土木部砂防課
石川県土木部建築住宅課
石川県農林水産部森林管理課
石川県農林水産部農業経営戦略課

<改訂履歴>

版数	改訂日	改訂箇所	改訂内容
第 1 版	令和 6 年 1 2 月 2 4 日		初版発行

この手引は、石川県において申請手続をする場合の取り扱いを示したものです。

中核市（金沢市）においては、独自に手引を策定している場合があるため、本手引の取り扱いとは異なる可能性もありますので、事前にお問合わせください。

本手引に記載の法令等名は、次のとおり省略しています。

法	宅地造成及び特定盛土規制法（昭和36年法律第191号）
政令	宅地造成及び特定盛土規制法施行令（昭和37年政令第16号）
省令	宅地造成及び特定盛土規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
細則	石川県宅地造成及び特定盛土規制法施行細則 （令和6年12月24日石川県規則第34号）
技術的基準	盛土規制法に関する技術的基準（令和6年12月石川県）

目次

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要	1
1－1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨	1
1－2 許可を要する工事	2
1－3 届出を要する工事	3
1－4 その他届出を要する工事等	3
1－5 許可及び届出を要しない工事等	4
1－6 みなし許可	5
1－7 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況	6
1－8 規制対象 確認フローチャート	7
第2章 許可権者	8
2－1 許可権者	8
第3章 工事の技術的基準及び設計者資格	9
3－1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準	9
3－2 土石の堆積に関する工事の技術的基準	10
3－3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格	11
第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等	12
4－1 事前相談	12
4－2 周辺住民への周知	12
4－3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成	14
4－4 許可申請に必要な書類等	18
4－5 許可申請手数料	21
4－6 標準処理期間	22
第5章 許可後における留意事項	23
5－1 許可の条件	23
5－2 標識の掲出	23
5－3 着手届の提出	24
5－4 工事の変更許可申請	24
5－5 軽微な変更に関する届出	25
5－6 工事の中止・廃止・再開に関する届出	25

第6章 検査・定期報告	26
6－1 中間検査	26
6－2 定期報告	27
6－3 完了検査・確認申請	28
6－4 検査・定期報告時の留意事項	29
第7章 申請窓口・申請手続きの流れ	30
7－1 申請窓口	30
7－2 申請手続きの流れ	31
第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出	33
8－1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出	33
8－2 標識の掲出	34
8－3 着手届の提出	34
8－4 工事の変更届出	35
8－5 工事の中止・廃止・再開に関する届出	35
8－6 工事の完了に関する届出	35
8－7 提出部数	36
第9章 その他届出を要する工事等	37
9－1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出	37
9－2 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出	38
9－3 公共施設用地の転用に関する届出	38
9－4 工事の変更届出	39
9－5 工事の中止・廃止・再開に関する届出	39
9－6 工事の完了に関する届出	39
9－7 提出部数	40
第10章 申請様式一覧	41
10－1 国様式（省令）	41
10－2 県様式（細則）	75
10－3 参考様式	93

第1章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の概要

1-1 宅地造成及び特定盛土等規制法の趣旨

宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）は盛土等に伴う災害から人命を守るため、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事を許可制（一部届出制）として危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等に伴う災害を防止し、国民の生命及び財産を保護することを目的として定められています。

なお、本手引き内の用語の定義は、以下のとおりです。

【用語の定義】

用語	定義
宅地	次に掲げる土地以外の土地をいいます。 ・農地、採草放牧地、森林、道路、公園、河川、政令第2条及び省令第1条各項で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地
農地等	農地、採草放牧地及び森林をいいます。
宅地造成	宅地以外の土地を宅地にするために行う盛土その他の土地の形質の変更で政令第3条で定めるものをいいます。
特定盛土等	宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更で、当該宅地又は農地等に隣接し、又は近接する宅地において災害を発生させるおそれが大きいものとして政令第3条で定めるものをいいます。
土石の堆積	宅地又は農地等において行う土石の堆積で政令第4条で定めるものをいいます。
宅地造成等	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をまとめて表す際に使用します。
崖	地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地（硬岩盤を除く。）をいいます。（政令第1条）
宅地造成等 工事規制区域	市街地や集落、その周辺など、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積の行為が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
特定盛土等 規制区域	市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、人家等に危害を及ぼしうるエリアをいいます。
擁壁等	擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設若しくは地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留をいいます。

1-2 許可を要する工事

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において行う宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第12条第1項及び第30条第1項に基づき、石川県知事の許可が必要となります。

（※具体的な許可申請手続きは「第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可の申請等」を参照願います。）

【許可を要する工事】

区域	行為	規模
宅地造成等 工事規制区域	宅地造成、 特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの
	土石の堆積 （注）	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの
特定盛土等 規制区域	特定盛土等	①盛土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが5mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが2m以下であっても、切土と合わせて高さが5mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが5mを超えるもの（崖を生じないもの） ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの
	土石の堆積 （注）	①高さが5mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が1,500㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が3,000㎡を超えるもの

（注）土石の堆積の許可期間は5年以内となります。

1-3 届出を要する工事

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、下表の規模の工事を行う場合には、法第 27 条第 1 項に基づき、当該工事に着手する 30 日前までに、石川県知事へ届け出る必要があります。（ただし、「1-2 許可を要する工事」の規模を超える場合は許可申請が必要となります。）

（※具体的な届出手続きは「第 8 章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出」を参照願います。）

【届出を要する工事】

区域	行為	規模
特定盛土等 規制区域	特定盛土等	①盛土で、高さが 1m を超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが 2m を超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが 1m 以下であっても、切土と合わせて高さが 2m を超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが 2m を超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が 500 m ² を超えるもの
	土石の堆積	①高さが 2m を超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 300 m ² を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が 500 m ² を超えるもの

1-4 その他届出を要する工事等

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、下表に掲げる工事等を実施する場合（または現に実施している場合）は、法第 21 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項に基づき、石川県知事へ届出を行う必要があります。

（※具体的な届出手続きは「第 9 章 その他届出を要する工事等」を参照願います。）

【届出を要する工事等】

対象となる工事等	規模	届出期限
区域指定の際に既に行われている工事	「1-2 許可を要する工事」、「1-3 届出を要する工事」に該当する工事	区域指定があった日から 21 日以内
擁壁等の全部又は一部の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2m を超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の 14 日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から 14 日以内

1-5 許可及び届出を要しない工事等

下表に記載する工事については、法令による許可及び届出を要しません。ただし、土地所有者等には土地の保全努力義務が課せられ、盛土等による災害の発生のおそれがある場合には改善命令の対象となります。

【許可及び届出を要しない工事】

区分	定義
公共施設用地（注1） （法第2条第1項第1号、政令第2条、省令第1条各項）	道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道、無軌条電車の用に供する施設、雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設、国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
災害の発生のおそれがないと認められる工事等 （法第12条第1項ただし書、法第27条第1項ただし書、法第30条第1項ただし書、政令第5条第1項各号、政令第27条、政令第29条第1項、省令第8条第1項各号）	・ 鉱山保安法に基づく鉱物の採取（鉱業上使用する特定施設の設置の工事等） ・ 鉱業法に基づく鉱物の採取（許可を受けた施業案の実施に係る工事） ・ 採石法に基づく岩石の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 砂利採取法に基づく砂利の採取（許可を受けた採取計画に係る工事） ・ 土地改良法に基づく土地改良事業（農業用排水排水施設の新設等）等 ・ 火薬類取締法に基づく火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等 ・ 家畜伝染病予防法に基づく家畜の死体等の埋却 ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 ・ 土壤汚染対策法に基づく汚染土壌の搬出又は処理等 ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に基づく廃棄物又は除去土壌の保管又は処分 ・ 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事 ・ 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 ・ 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土（政令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事 ・ 高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの ・ 面積が500㎡を超えるの土石の堆積であって、当該土石の堆積をする厚さが30cmを超えないもの ・ 工事の施行に付随して行われる土石の堆積（注2）であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場（注3）又はその付近（注4）に堆積するもの（注5）
みなし許可となる工事 （法第15条各項、法第34条各項）	・ 国または都道府県、指定都市もしくは中核市と許可権者の協議が成立した工事 ・ 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を受けて行われる工事
その他法の対象外となる行為	・ 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（注6）（通常の生産活動並びにほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であつてその前後の土地の地盤面の標高差が1mを超えないもの）

- 注 1：ただし、公共施設に係る工事で発生した残土や公共施設に係る工事で使用する土砂等により公共施設用地外で盛土等を行う工事は、許可申請や届出が必要となります。
- 注 2：「工事の施行に付随して行われる土石の堆積」とは、主となる本体工事があった上で、当該工事に使用する土石や当該工事から発生した土石を当該工事現場やその付近に一時的に堆積する場合の土石の堆積で、本体工事に係る主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）等が本体工事の管理と併せて一体的に管理するものをいいます。
- 注 3：「工事の現場」とは、工事が行われている土地を指します。なお、請負契約を伴う工事にあつては、請負契約図書、工事施工計画書その他の書類に工事の現場として位置付けられた土地（本体の工事が行われている土地から離れた土地を含む。）のうち本体の工事が行われている土地と当該土地の相互の間隔が直線距離で 10km 以内のものについては、工事の現場として取り扱います。
- 注 4：「工事の現場の付近」とは、本体工事に係る主任技術者等が本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、容易に状況を把握し到達できる工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当します。
- 注 5：工事の現場の付近における土石の堆積や、やむを得ず本体工事期間後も継続する土石の堆積については、許可不要となる条件に合致することを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行ってください。

記載例 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第8条第1項第10号ハに該当する土石の堆積であることの明示	
管理体制	管理者名、連絡先 管理体制を記載
堆積期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇年〇日
搬出予定先	搬出先

- 注 6：営農行為の範疇に含まれるか否かについては、所在地の農地担当部局（各市町村の農業委員会事務局等）に対して許可申請前に相談を行ってください。

1-6 みなし許可

都市計画法に基づく開発許可を受けた工事については、盛土規制法による許可を受けたものとみなされます。同様に、都市計画法に基づく変更の許可、軽微な変更の届出についても、盛土規制法によるものとみなされます。（盛土規制法に基づく許可申請又は届出は不要）

みなし許可となる工事は、盛土規制法の規定も適用されることとなるため、以下の措置が必要となります。

【盛土規制法のみなし許可に該当する開発行為の取扱い（主なもの）】

- 法に基づく手続：法に基づく標識掲示、工事着手届、中間検査、定期報告及び完了後の保全義務等の対象となります。

○ 都市計画法第 33 条第 1 項第 7 号の基準への適合

都市計画法の規定により、法の技術的基準への適合が必要です。

○ 都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号、第 13 号の適用拡大

都市計画法の規定により、自己居住用又は 1 ha 未満の自己業務用であっても申請者の資力・信用及び工事施行者の能力の基準に適合が必要です。

○ 是正措置及び罰則の適用

都市計画法の是正措置と罰則のほか、法の是正措置と罰則も適用されます。

1－7 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況

石川県内における宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定状況は、下記の石川県ホームページで公表しています。

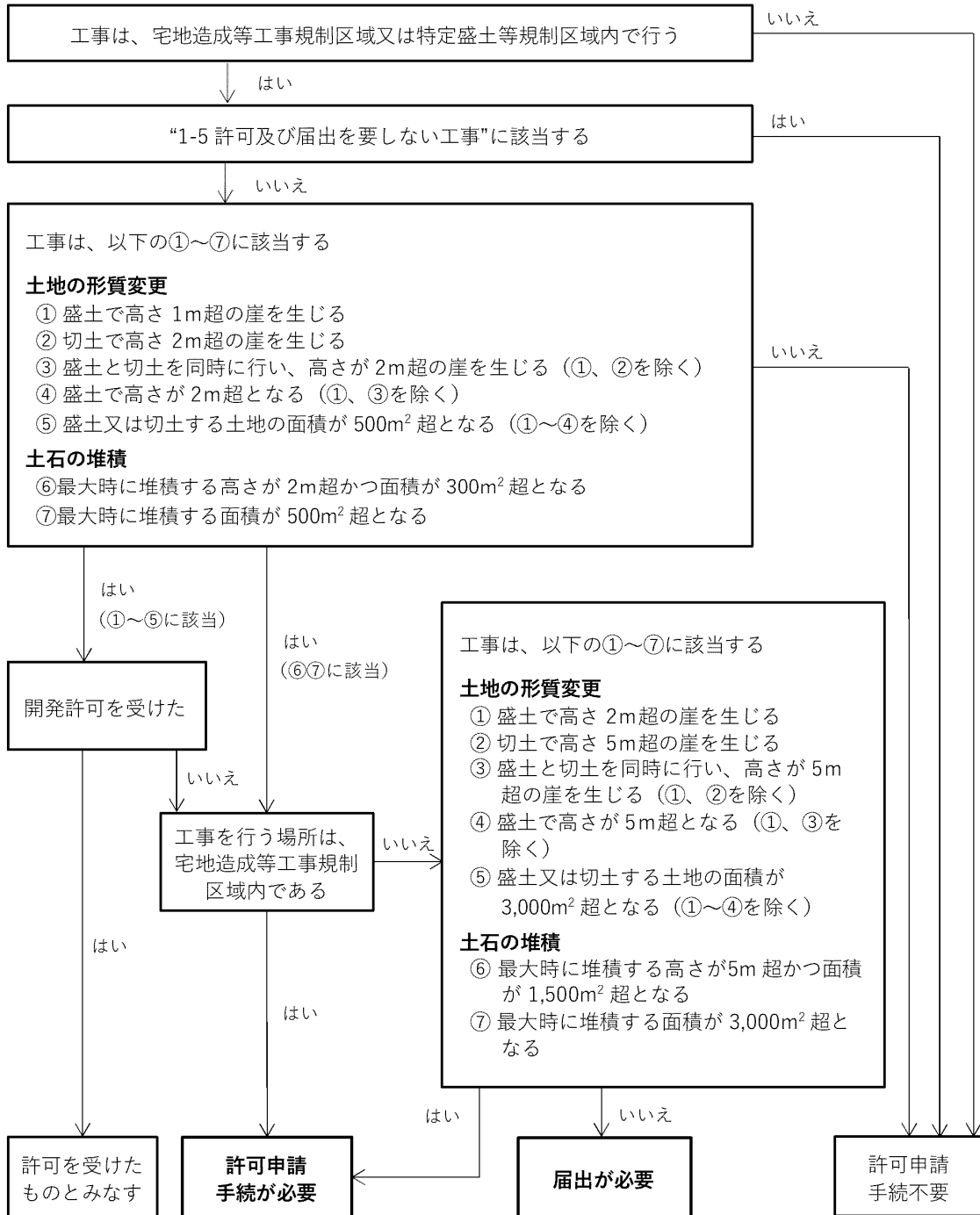
なお、中核市である金沢市は、今後、金沢市において指定が行われます。詳しくは金沢市にお問い合わせください。

○石川県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について」

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sabou/14moridokiseihou.html>

1-8 規制対象 確認フローチャート

以下のフローにより、申請の対象となるか確認してください。



第2章 許可権者

2-1 許可権者

石川県知事のほか、中核市、地方自治法に基づく権限移譲市の長が許可権者となります。次の市については、当該市長が許可することになるので、当該市の窓口で相談のうえ、許可申請書を提出してください。

(令和7年7月現在)

許可権者	対象市町
石川県知事	輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
権限移譲市長	七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市
中核市長	金沢市

第3章 工事の技術的基準及び設計者資格

本県では、盛土規制法施行令（以下、政令と呼ぶ）で定める技術的基準を「盛土等防災マニュアル」を基に補完し、他法令を含めた宅地造成等に関する工事の全般的な技術的基準を策定しています。詳細は、石川県のホームページで公表しています。

○石川県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について」

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sabou/14moridokiseihou.html>

○国土交通省「盛土等防災マニュアル」

URL：<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001611436.pdf>

3-1 宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準

宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。詳細は上記掲載のホームページにより確認願います。

【宅地造成、特定盛土等に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政令	内 容
地盤について講ずる措置に関するもの	第7条第1項第2号	盛土をした後の地盤に雨水その他の排水又は地下水の浸透による緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第7条第1項第2号	著しく傾斜している土地に盛土をする場合の滑り対策（段切りその他の措置）について
	第7条第2項第1号	盛土又は切土により生じる崖の上端の地盤面における雨水その他の地表水に対する措置について
	第7条第2項第2号	山間部における河川の流水が継続している土地その他の省令第12条各号の土地において、高さ15mを超える盛土の地盤の安定の保持の確認（土質検査等又は試験に基づく地盤の安定計算）について
	第7条第2項第2号	切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層がある場合の滑り対策（地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換えその他の措置）について
擁壁の設置に関するもの	第8条	擁壁の設置が必要な崖面について
	第9条～第13条	擁壁の構造について （鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、練積み造）
	第17条	国土交通大臣認定による特殊材料又は構法の擁壁について （注）
崖面崩壊防止施設の設置に関するもの	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の設置が必要な場合について
	第14条第1項第1号	崖面崩壊防止施設の構造について
崖面及びその他の地表面について講ずる措置に関するもの	第15条第1項	擁壁で覆われない崖面の風化等による浸食からの保護について （石張り、芝張り、モルタルの吹付け等）
	第15条第2項	地表面の雨水その他地表水からの浸食からの保護について （植栽、芝張り、板柵工等）
排水施設の設置に関するもの	第16条	排水施設の構造、機能について

(法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 7 条～第 18 条、政令第 20 条)

注) 国土交通大臣による認定擁壁一覧の詳細は、国土交通省ホームページで公表されています。

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou.tk_000060.html

3-2 土石の堆積に関する工事の技術的基準

土石の堆積に関する工事の技術的基準の内容は下表のとおりです。詳細は前ページ掲載のホームページにより確認願います。

【土石の堆積に関する工事の技術的基準】

技術的基準	政令	内 容
土石の堆積に伴い、必要となる措置に関するもの	第 19 条第 1 項第 1 号	勾配の制限について (勾配 1/10 以下)
	第 19 条第 1 項第 2 号	地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りに対する措置について
	第 19 条第 1 項第 3 号	堆積した土石の周囲に設ける空地について
	第 19 条第 1 項第 4 号	堆積した土石の周囲に設ける柵について
	第 19 条第 1 項第 5 号	雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊に対する措置について
	第 19 条第 2 項	堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置することその他の措置を講ずる場合における第 19 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の適用除外について

(法第 13 条第 1 項、法第 31 条第 1 項、政令第 19 条、政令第 20 条)

3-3 資格を有する者による設計が必要となる対象工事、設計者資格

(1) **対象工事**（法第 13 条第 2 項、政令第 21 条）

- ・ 高さが 5m を超える擁壁の設置
- ・ 盛土又は切土をする土地の面積が 1,500 m² を超える土地における排水施設の設置

(2) **設計者資格**（法第 13 条第 2 項、政令第 22 条、省令第 35 条、建設省告示第 1005 号）

上記（1）の工事については、下記の①から⑤のいずれかに該当する者の設計によらなければなりません。

- ① 学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- ② 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限 3 年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- ③ ②に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- ④ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して 7 年以上の実務の経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めた者（以下、ア～オのとおり。）
 - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令による大学院若しくは研究科に 1 年以上在学して、土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して 1 年以上の実務の経験を有する者
 - イ 技術士法による第二次試験のうち、技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者（技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年文部科学省令第三十六号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者及び技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年文部科学省令第四十五号）の施行の際現に技術士法による第二次試験のうちで技術部門を農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）とするものに合格した者を含む。）
 - ウ 建築士法による一級建築士の資格を有する者
 - エ 土木又は建築の技術に関して 10 年以上の実務の経験を有する者で都市計画法施行規則第 19 条第 1 号トに規定する講習を修了した者
 - オ アからエのいずれかに該当する者のほか、国土交通大臣が省令第 35 条第 1 号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

第4章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請等

4-1 事前相談

宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、事前に許可の可否や許可の見通しがあるのか確認しておく必要があります。申請を検討している場合は、事前相談書に必要書類を添えて、第7章に示す担当部署に事前相談をしてください。

様式は、下記の石川県ホームページで公表しています。

○石川県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について」

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sabou/14moridokiseihou.html>

4-2 周辺住民への周知

事前相談の結果、許可申請を行うこととなった場合に、工事主は当該工事を行う土地の周辺地域の住民に対し、下表に掲げるいずれかの方法により、当該工事の内容を周知させるため必要な措置を講ずる必要があります。

なお、周知が必要となる周辺住民の範囲の考え方、周知する工事の具体的内容は次ページに掲載する表のとおりです。

※ 周辺住民とのトラブル防止の観点から、十分な説明を行うと共に、必要に応じて、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行う等、工事に対して理解が得られるよう努めてください。

※ 周知範囲が広大になる場合や説明会対象者多数の場合は事前相談時に相談してください。

【周辺住民への周知の方法】

	方法
1	説明会の開催
2	工事内容を記載した書面の配布
3	工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧

※ただし、以下の場合は説明会の開催が必須となります。

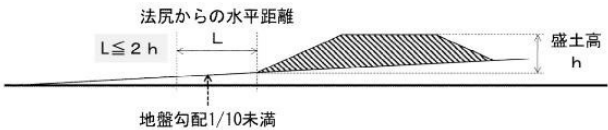
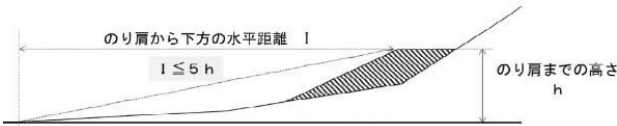
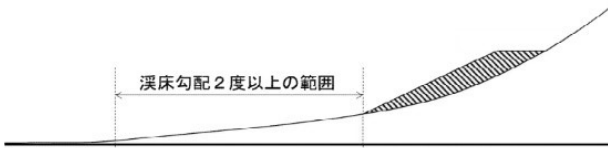
・以下の①～③の土地において、高さが15mを超える盛土を行う場合

①山間部における、河川の流水が継続して存する土地

②山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が①の土地に類する状況を呈している土地

③①、②の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集
中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地

【周辺住民の範囲の考え方】

盛土の区分	住民への周知を行う範囲の考え方
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（参考図Ⅱの範囲） ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地の境界から水平距離数 10 メートル程度の範囲 ・盛土等を行う土地が属する自治会等の範囲 
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して、盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲（※参考図Ⅰの範囲） ・盛土を行う土地の境界から下流方向に水平距離 50 メートル～数百メートル程度の範囲 ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 
①省令第 6 条第 1 項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ 15 メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Ⅰの範囲に溪流等の溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が 2 度以上の範囲（※参考図Ⅲ） ・上記範囲の中にその全部または一部が含まれる自治会等の範囲 

【周知する工事の具体的内容】

宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
①工事主の氏名又は名称 ②工事が施行される土地の所在地 ③工事施行者の氏名又は名称 ④工事の着手予定日及び完了予定日	
⑤盛土又は切土の高さ ⑥盛土又は切土をする土地の面積 ⑦盛土又は切土の土量	⑤土石の堆積の最大堆積高さ ⑥土石の堆積を行う土地の面積 ⑦土石の堆積の最大堆積土量

4-3 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく許可申請書の作成

周辺住民への周知措置完了後、次の留意点を参照の上、許可申請書を作成し、下表の提出部数を申請窓口へ提出してください。

【申請書提出部数】

区分	提出部数
正本	1部
副本	2部
合計	3部

※関係部局等の調整先の増加により、副本の追加提出を依頼する場合があります。

宅地造成等に関する工事の許可申請書（省令様式第二、第四）作成にあたっての留意点

- ①盛土等を行う区域が法第 12 条第 1 項の規定による宅地造成等工事規制区域内の行為であるか、法第 30 条第 1 項の規定による特定盛土等規制区域内の行為であるかを次の石川県ホームページの規制区域図から確認し、該当する条文に○をつけるか、該当しない条文を取り消し線で消してください。

○石川県「盛土規制法の規制区域について」

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sabou/14moridokiseihou.html>

- ②「申請者」

- ・工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで、自らその工事を施工する者を記入してください。
- ・工事等で発生した残土を残土処分場等へ持ち込む場合、当該残土処分場等を営む事業者が申請者となる場合があります。

○国土交通省「盛土規制法パンフレット」

URL：<https://www.mlit.go.jp/toshi/web/content/001603830.pdf>

- ③「3 工事施工者住所氏名」

- ・工事の請負人または請負契約によらないで、自らその工事を施工する者を記入してください。

- ④「4 土地の所在地及び地番（代表地点の緯度経度）」

- ・申請地内の全ての土地について、地番まで記入してください。
- ・申請地が複数工区に分かれる場合は、工区別に工区内の全ての土地について、地番まで記入してください。（筆数が多く、記入欄に書ききれない場合は、別紙を作成してください。）
- ・代表地点の緯度経度は申請地の中心地点を基本とし、秒については小数第二位を四捨五入し、小数第一位までを記入してください。

- ⑤「5 土地の面積」

- ・許可申請に関連のある土地の総面積であって、盛土、切土又は土石の堆積を行わない道路、法面等を含みます。
- ・申請地を複数工区に分けたときは、工区毎に面積を記入してください。

⑥「8 盛土のタイプ」

- ・ 盛土のタイプは次の分類から選択してください。（複数選択可）
- （１）平地盛土：勾配 1/10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- （２）腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの
- （３）谷埋め盛土：谷や沢を埋め立てて行う盛土

⑦「9 土地の地形」

- ・ 「溪流等」として定める土地は次に該当するものをいいます。（政令第 7 条第 2 項第 2 号、省令第 12 条）
- （１）山間部における、河川の流水が継続して存する土地
- （２）山間部における、地形、草木の生茂の状況その他の状況が（１）の土地に類する状況を呈している土地
- （３）（１）、（２）の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水その他の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれ大きい土地
- ・ 「溪流等」の範囲とは、溪床 10 度以上の勾配を呈し、0 次谷を含む一連の谷地地形であり、その底部の中心線からの距離が 25 メートル以内の範囲を基本とします。
この範囲に該当する場合は許可権者に相談してください。

⑧「10 工事の概要」（土石の堆積（様式第四）の場合は「7 工事の概要」）

イ 盛土又は切土の高さ・土石の堆積の最大堆積高さ

- ・ 「1-2 許可を要する工事」の表中の対象規模の盛土、切土又は盛土と切土を同時に行う場合に該当する最大高さ及び土石の堆積を行う場合の最大高さを記入してください。最大高さは、現況地盤面と造成後の地盤面の差が最も大きくなる箇所を記入してください。

ロ 盛土又は切土をする土地の面積・土石の堆積を行う土地の面積

- ・ 実際に盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積であって、手数料の額を判定する面積となります。（※面積の算定方法に疑問がある場合は、事前相談時に相談してください。）

ハ 工程の概要（土石の堆積（様式第四）の場合は力）

- ・ 工程表を添付してください。

⑨「11 その他必要な事項」

- ・ 他法令による許認可の状況をすべて記入してください。
- ・ 造成後の地形が土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域等の指定要件に該当するかどうか必要に応じて確認等を行い、当該設計に反映した内容等を、この欄に記入してください。

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項 の規定により、許可を 申請します。		※手数料欄		<申請者>(注2) 法人であるときは、氏名は、当該法 人の名称及び代表者の氏名を記入	
〇〇年〇〇月〇〇日 〇 〇 県 知 事 殿		申請者 氏名 〇〇 〇〇		<工事主住所氏名>(注3) 法人であるときは、工事主住所氏 名のほか、当該法人の役員住所氏 名を記入	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 株式会社〇〇開発 〇〇 〇〇 (〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇)		<設計者住所氏名>(注4) 資格を有する者の設計によらなけ ればならない工事を含むときは、 氏名の横に〇印	
2	設計者住所氏名	△△県△△市△△丁目△△ 株式会社△△設計 △△ △△		<工事施行者住所氏名>(注5) 未定のときは、後で定まってから 工事着手前に届け出	
3	工事施行者住所氏名	◇◇県◇◇市◇◇丁目◇◇ 株式会社◇◇建設 ◇◇ ◇◇		<代表地点の緯度経度> (注6、留意事項 4 1.(2)①イ) 代表地点の緯度及び経度を世界測 地系に従って測量し、小数点以下 第一位まで記入	
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	□□県□□市□□丁目□□番1、□□番2の一部 (緯度：◎◎度◎◎分◎秒、経度：◎◎度◎◎分◎秒)		<工事着手前の土地利用状況> (留意事項 4 1.(2)①ロ) 宅地、農地等又は公共施設用地の うち該当するものを記入	
5	土地の面積	527.99 平方メートル		<工事完了後の土地利用> (留意事項 4 1.(2)①ロ) 宅地、農地等又は公共施設用地の うち該当するもの及び建築物等の 建築の有無等の具体的な内容を記 入	
6	工事着手前の土地利用状況	原野		<盛土のタイプ> (注7、留意事項 2 1.) 該当する盛土のタイプに〇印 (1)平地盛土：勾配 1/10 以下の平 坦地において行われる盛土で谷埋 め盛土に該当しない盛土 (2)腹付け盛土：勾配 1/10 超の傾 斜地盛土において行われる盛土 で谷埋め盛土に該当しない盛土 (3)谷埋め盛土：谷や沢を埋め立 てて行う盛土	
7	工事完了後の土地利用	宅地(住宅建築あり)		<土地の地形> (注8、留意事項 4 1.(2)①ハ) 渓流等への該当の有無のいずれか に〇印 ・渓流等とは、山間部における河 川の流水が継続して存する土地 その他の宅地造成又は特定盛土 等に伴い災害が生ずるおそれが 特に大きいもの ・具体的には、地形図等を用いて 判読された溪床勾配 10 度以上 の一連の谷地形であり、その底 部の中心線からの距離が 25m 以内の範囲を基本とするが、都 道府県等は現地の状況に応じて 渓流等の範囲を変更することも 可能	
8	盛土のタイプ	平地盛土・ 腹付け盛土 ・谷埋め盛土		<その他必要な事項>(注9) 宅地造成又は特定盛土等に関する 工事を施行することについて他の 法令による許可、認可等を要する 場合においてのみ、その許可、認可 等の状況の状況を記入	
9	土地の地形	溪流等への該当 有・ 無			
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	1.85 メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	527.99 平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	424.7 立方メートル		
		切土	5.0 立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
		別紙 1 のとおり		メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
		該当なし		メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
		1	U 型側溝	30 センチ	62.54 メートル
		2	集水樹	30 センチ	3 箇所
		3	雨水樹	20 センチ	3 箇所
	ト 崖面の保護の方法	コンクリート造の擁壁で保護			
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法	崖とは反対方向に排水勾配を設定				
リ 工事中の危害防止 のための措置	・工事区域内にバリケードを設置 ・工事車両について、ガードマンを配置し交通整理				
ヌ その他の措置	なし				
ル 工事着手予定年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日				
ロ 工事完了予定年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日				
ワ 工程の概要	別紙 2 のとおり				
11	その他必要な事項	〇〇法〇条の許可を取得済み			
※受付欄		※決裁欄		※許可番号欄	
年 月 日				年 月 日	
第 号				第 号	
係員氏名				係員氏名	

〔注意〕

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。
- 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。
- 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。
- 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。
- 8 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。
- 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。

許可申請書の記載例(2)

別紙 1 10. 工事の概要 二. 擁壁

集 計 表

番号	種別	高さ	延長	備考
8-(1)	1号ブロック積擁壁	1.45m	14.48m	
8-(1-2-1)	2号ブロック積擁壁(1)	0.75m～5.75m	12.71m	
8-(1-2-2)	2号ブロック積擁壁(2)	0.00m～5.75m	26.87m	
			54.06m	
8-(2-1)	1号小口止工	2.18m	0.30m	
8-(2-2)	2号小口止工	1.81m	0.61m	
			0.91m	
8-(3-1)	1号重力式擁壁	0.37m～0.80m	2.48m	
8-(3-2)	2号重力式擁壁	1.40m	2.23m	
			4.71m	

別紙 2 ワ 工程の概要

工 程 表

業 務 名	(仮称)口市◇◇区◇丁目地内宅地造成工事						申請者 国土 太郎
							設計者 株式会社□□建設 □□ □□
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	備 考
準 備 工	■						
土 工	■	■	■	■	■		
擁 壁 工			■	■	■		
排 水 工					■	■	
雑 工					■	■	
防 災 工	■	■	■	■	■	■	
後片付け						■	

4-4 許可申請に必要な書類等

法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に必要な書類及び図面は、下表のとおりです。

なお、必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。また、各種様式は下記の石川県ホームページで公表しています。

○石川県「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称「盛土規制法」）について」

URL：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sabou/14moridokiseihou.html>

【許可申請に必要な書類等】（※チェックリストとしてお使いください。）

No.	書類の名称	様式	内容等	区分		備考	☑
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書	省令第2	・申請者、工事の概要等を記載	要	—	(省令第7条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令第4	・申請者、工事の概要等を記載	—	要	(省令第7条第2項)	
3	設計者の資格証明書	—	・卒業証明書	要 ＜備考に記載の設計を行う場合＞	要 ＜備考に記載の設計を行う場合＞	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置 (※設計者の資格は、手引3-3を参照のこと)	
4		参考様式2	・実務経験証明書				
5		—	・資格、免許等の写し				
6	構造計算書	—	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概要(注) ・構造計画、応力算定及び断面算定	要 ＜備考に該当する場合＞	要 ＜備考に該当する場合＞	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合 (省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)	
		—	・措置の概要、構造計画、応力算定及び断面計算等	—	要 ＜備考に該当する場合＞	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る)を有する堅固な構造物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐため又は滑動する堆積した土石を支えるための構造物を設置する場合 (省令第7条第2項第2号、第32条)	
		—		—	要 ＜備考に該当する場合＞	・堆積した土石の周囲にその高さを越える鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 (省令第7条第2項第3号、第34条第1項第1号)	
7	地盤、崖面及び溪流等における盛土の安定計算書	—	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書 ・盛土の安定計算書	要 ＜備考に該当する場合＞	—	・災害の生じるおそれ特に大きい土地において、高さ15mを超える盛土をする場合(省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4号)	
				—	要 ＜備考に該当する場合＞	・溪流等において盛土をする場合	
8	大臣認定擁壁認定書	—	・計画条件が認定条件を満足していることが分かる書類	要 ＜備考に該当する場合＞	要 ＜備考に該当する場合＞	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積み造その他練積み造以外の擁壁で国土交通大臣がこれらの擁壁と同等以上の効力があると認めるものを設置する場合(政令第17条)	
9		省令第3	・資金計画書(宅地造成、特定盛土等)	要	—	(省令第7条第1項第9号)	
		省令第5	・資金計画書(土石の堆積)	—	要	(省令第7条第2項第7号)	
10	工事主の資力・信用に関する書類 ＜共通＞	—	・預金残高証明書	要	要	(細則第5条第1号)	
11		—	・資金借入又は融資証明書			(細則第5条第1号)	
12		—	・宅地建物取引業法第3条第1項の免許を受けていることを証する書類	要 ＜備考に該当する場合＞	要 ＜備考に該当する場合＞	・工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合 (細則第5条第3号)	

No.	書類の名称	様式	内容等	区分		備考	☑
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
13	工事主の資力・信用に関する書類 ＜個人＞	—	・住民票又は個人番号カードの写し	要 ＜個人の場合＞	要 ＜個人の場合＞	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの （省令第7条第1項第7号）	
14		—	・最近3年度の所得税の納税証明書			（細則第5条第2号）	
15	工事主の資力・信用に関する書類 ＜法人＞	—	・登記事項証明書	要 ＜法人の場合＞	要 ＜法人の場合＞	（省令第7条第1項第8号イ、第7条第2項第6号イ）	
16		—	・事業経歴書			（細則第5条第2号）	
17		—	・役員の住民票又は個人番号カードの写し			・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの （省令第7条第1項第8号ロ、第7条第2項第6号ロ）	
18		—	・最近3年度の法人税および法人事業税の納税証明書			（細則第5条第2号）	
19	工事施行者の能力に関する書類	—	・工事施行者の登記事項証明書	要 ＜備考に該当する場合＞	要 ＜備考に該当する場合＞	・盛土、切土又は土石の堆積をする土地の面積が1ha以上、又は擁壁等（排水施設を除く）を設置する工事 （細則第5条第4号）	
20		—	・工事施行者の事業経歴書				
21		—	・工事施行者の建設業許可証明書				
22	申請地及びその周辺の写真	—		要	要	（省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号）	
23	土地の権利者の使用同意書	細則第2	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書	要	要	・妨げとなる権利とは、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権等がある （省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号）（細則第4条）	
24	土地の公図の写し	—	・工事に関連する土地の境界（赤枠で囲むこと） ・工事に関連する土地の地番	要	要	・謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること （省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号）	
25	土地登記事項証明書	—	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記事項証明書	要	要	・申請時直前のものであること （省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号）	
26	住民への周知措置を講じたことを証する書類	参考様式3	＜説明会開催の場合＞ ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等） ＜書面配布の場合＞ ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 ＜掲示及びインターネットによる場合＞ ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し（URL含む）	要	要	＜住民周知の範囲＞ ・13ページに示す範囲の考え方参照（省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号）	
27	他法令に基づく許認可等の写し	—	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要		
28	委任状	—	・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類	要 ＜代理人が申請する場合＞	要 ＜代理人が申請する場合＞	※他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること	
29	他法令チェックリスト	参考様式4	・他法令の該当の有無、申請・届出の状況を記載した書類	要	要		
30	技術的基準適合チェックリスト	参考様式5	・技術的基準に適合しているかを確認した書類	要	要		

（注）崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象（盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象）」が分かる書類を添付してください。

【許可申請に添付する図面】

省令第7条第1項第1号、第7条第2項第1号

No.	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	区分		備考	☑
				宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000以上	要	要		
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする	
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること	
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること	
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること	
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること ・土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること	
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50以上	要	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合は要	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること	
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—		
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—		
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50以上	要	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	
11	排水施設構造図	・構造詳細図	1/50以上	要	要	・土石の堆積の場合は、「3 土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること	
12	求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	指定なし	要	要		
13	擁壁展開図	・基礎の寸法 ・擁壁の位置および寸法	指定なし	要	—		
14	規制区域図	・該当メッシュを赤枠で囲む	指定なし	要	要	・HP公開の規制区域図詳細図を用い、追記のこと	

4-5 許可申請手数料

石川県では、許可申請に係る手数料を条例により下表のとおり定めています。許可申請書に必要な分の石川県証紙を貼り付け、提出してください。

※収入印紙や他県の収入証紙を誤って貼り付けないようにしてください。

※盛土又は切土をする土地の面積及び工事の区分によって手数料の額が異なりますので、誤りのないようにしてください。

【許可申請手数料】

盛土又は切土をする土地の面積※1	区 分	
	宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
500 m ² 以内のもの	14,000 円	12,000 円
500 m ² を超、1,000 m ² 以内	24,000 円	15,000 円
1,000 m ² を超、2,000 m ² 以内	34,000 円	18,000 円
2,000 m ² を超、3,000 m ² 以内	50,000 円	22,000 円
3,000 m ² を超、5,000 m ² 以内	62,000 円	31,000 円
5,000 m ² を超、10,000 m ² 以内	83,000 円	35,000 円
10,000 m ² を超、20,000 m ² 以内	130,000 円	42,000 円
20,000 m ² を超、40,000 m ² 以内	202,000 円	58,000 円
40,000 m ² を超、70,000 m ² 以内	322,000 円	79,000 円
70,000 m ² を超、100,000 m ² 以内	462,000 円	118,000 円
100,000 m ² を超	602,000 円	145,000 円

※1：手数料算定に係る面積は、省令様式第二 許可申請書 10工事の概要 □、省令様式第四 土砂の堆積に関する工事の許可申請書 7工事の概要 □ による。

【変更許可申請に伴う手数料】

変更理由	区 分	
	宅地造成又は特定盛土等	土石の堆積
新たな土地の編入に係る場合	編入される盛土又は切土をする土地の面積の金額	
新たな土地の編入に係らない場合	変更後の盛土又は切土をする土地の面積の金額 × 1/10	
その他の変更	10,000 円	10,000 円
変更許可申請に伴う手数料の上限額	602,000 円	145,000 円

■変更手数料の算定例

① 新たな土地の編入に係る場合 ……面積が“増”となる場合

当初面積 15,000m² 変更後面積 16,000m² 変更増 1,000m²

⇒ 手数料 変更増面積の金額 24,000円

② 新たな土地の編入に係らない場合 ……面積が“同じか減”となる場合

当初面積 15,000m² 変更後面積 14,000m² 変更減 1,000m²

⇒ 手数料 変更後面積の金額 130,000円×1/10 = 13,000円

4-6 標準処理期間

行政手続法第6条の規定に基づき、次のとおり標準処理期間を定めています。

【標準処理期間】

許認可等の種類	標準処理期間
宅地造成、特定盛土等に関する工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の許可	14日

1. 標準処理期間は、適正な申請を前提としていますので、書類の不備等を補正するために要する期間は含まれません。
2. 申請窓口の執務が行われない休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）は期間に含まれません。
3. 適正な申請であっても、審査のために必要な資料等の提供等を求める場合、その応答があるまでの期間は含まれません。
4. 標準処理期間は、申請が提出されてから処分がされるまでの目安ですので、標準処理期間内に必ず処分がなされるとは限りません。

第5章 許可後における留意事項

5-1 許可の条件

本県では、工事許可時に次のような許可の条件を付しています。（法第12条第3項、法第30条第3項）

- （1）工事施行中の防災措置、公共施設の機能保全、災害復旧
- （2）工事施行状況の記録
- （3）各種報告事項
- （4）工事を中止又は廃止する場合の措置
- （5）その他

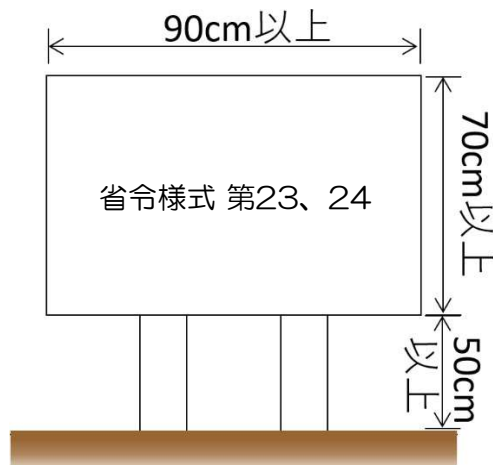
5-2 標識の掲出

工事の許可を受けた工事主は、当該許可に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げる必要があります。（法第49条）

【標識に記載する事項】

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・省令様式第二十三（宅地造成、特定盛土等の場合） ・省令様式第二十四（土石の堆積の場合）
② 工事の許可年月日及び許可番号	
③ 工事施行者の氏名又は名称	
④ 現場管理者の氏名又は名称	
⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日	
⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図	
⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ	
⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積	
⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量	
⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先	
⑪ 許可を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	

<標識のサイズ>



5-3 着手届の提出

許可を受けた工事主は、当該許可に係る工事に着手したときは、すみやかに石川県知事へ届け出る必要があります。

【工事着手時に提出する書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事着手届	細則 第3	要	要	(細則第6条)	

5-4 工事の変更許可申請

許可を受けた工事の計画を変更しようとするときは、石川県知事の許可が必要となります。なお、変更許可申請を行う場合は、当該変更に係る部分の面積に応じて、「4-5 許可申請手数料」に記載する手数料の納付が必要となりますので、変更許可申請書に石川県証紙を貼り付け、提出してください。

【提出が必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書	省令 第七	要	—	(省令第37条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書	省令 第八	—	要	(省令第37条第2項)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとすること	

5-5 軽微な変更に関する届出

下表に記載する軽微な変更をしようとするときは、「5-4 工事の変更許可申請」は不要ですが、すみやかに石川県知事へ届け出る必要があります。

【軽微な変更】

No.	変 更 内 容
1	工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
2	工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更 (土石の堆積に関する工事にあっては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る。)

【提出が必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事 の変更届出書	細則 第6	要	要	(細則第8条)	

5-6 工事の中止・廃止・再開に関する届出

許可を受けた工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに石川県知事へ届け出る必要があります。

【提出が必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事 の中止・廃止・再開届書	細則 第12	要	要	(細則第12条)	

第6章 検査・定期報告

許可後における工事の進捗や安全性等の確認のため、特定の工事工程実施後や、着手後一定期間の経過後に、次に記載する検査の受検や報告書の提出が必要となります。

なお、各検査の受検や報告に当たっては「**6-4 検査・定期報告時の留意事項**」の確認・遵守をお願いします。

6-1 中間検査

下表に記載する規模の工事において、盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事を行った段階で、当該工程に関する中間検査を受ける必要があります。

中間検査は、施工後では確認することのできない箇所について行う検査であり、盛土及び切土の安定性に関わる重要な検査となります。中間検査後の工程に係る工事（当該排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事）は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければできません。

また、中間検査の結果により是正対策が必要と判断される場合は、是正後に改めて再検査を実施し、検査完了後に次の施工工程に進むこととなります。

【中間検査を要する工事の対象規模等】

行為	中間検査を要する規模	対象工程	申請時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ 2m 超の崖 ②切土で高さ 5m 超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ 5m 超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ 5m 超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積 3,000 m ² 超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程	排水施設設置工事完了から 4 日以内

【中間検査に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考	☑
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書	省令第十三			
2	平面図	—	・ 検査対象工程に係る工事の内容を明示したもの。		

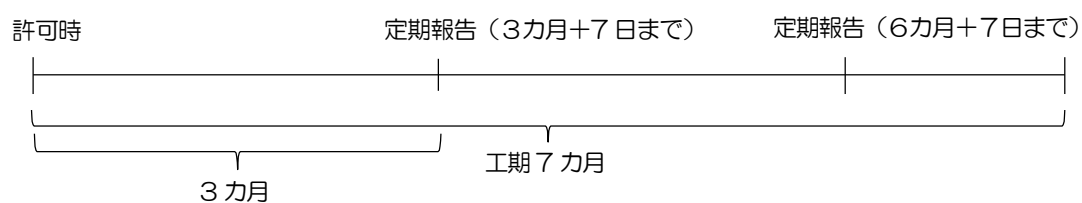
6-2 定期報告

定期報告は、工事の着手後3カ月ごとに、その進捗状況等について定期報告書を用いて報告を行うものです。定期報告の結果により、対策が必要と判断される場合は、必要な対策を講じなければなりません。

【定期報告を要する工事の対象規模等】

行為	報告を要する規模	報告事項	報告時期
宅地造成又は特定盛土等	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	報告時点における盛土、切土、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グランドアンカー、その他の土留の施工状況	3カ月ごとにその末日から7日以内。
土石の堆積	① 堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡（①を除く）	報告時点における土石の堆積の施工状況（空地、柵、雨水その他の地表水を有効に排除する措置及び擁壁等の状況。なお、前回報告時点からの新たな堆積及び除却された土石の土量を含む）	

＜定期報告時期イメージ＞



【定期報告に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	内容	備考	☑
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書	細則第9	・宅地造成又は特定盛土等の場合	(細則第10条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の定期報告書	細則第10	・土砂の堆積の場合	(細則第10条第2項)	
3	写真	—	・報告の時点における盛土、切土又は土石の堆積をしている土地及びその付近の状況を撮影したもの		
4	進捗が確認できる図面等	—	・申請時の提出図面で施工済の箇所を着色等し明示 ・写真の撮影方向を表示		

6-3 完了検査・確認申請

工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、宅地造成又は特定盛土等に関する工事については完了検査、土石の堆積に関する工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）については確認申請に基づく確認を行います。

【完了検査・確認申請に係る提出書類】

No.	書類の名称	様式	備考	申請時期	☑
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書	省令第9	・宅地造成又は特定盛土等の場合	工事完了から4日以内	
2	土石の堆積に関する工事の確認申請書	省令第11	・土石の堆積の場合		

6-4 検査・定期報告時の留意事項

検査・定期報告は、工事の施工全般に対して効率的かつ確実にを行い、その実施に当たっては、特に、次の各事項に留意する必要があります。

- (1) 工事内容、堆積形状、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
(施工管理及び品質管理に関する資料等(任意書式))
- (2) 写真の撮影に当たっては、工事着手前の状況及び工事中における構造物の床掘・型枠・コンクリート等の施工状況、形状寸法などが確認できるように撮影すること。(着工前及び完成写真、施工状況写真、使用材料写真、品質管理写真、出来高管理写真等)
- (3) 検査日の調整に当たっては、十分な期間を取って日程調整を行うこと。
- (4) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容を説明できる者が立ち会うこと。
- (5) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (6) 土石の堆積の場合は、堆積した土石の運用状況を正確に報告し、計画から逸脱していないか確認できること。
- (7) 検査・定期報告の結果、不適当な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

第7章 申請窓口・申請手続きの流れ

7-1 申請窓口

許可申請書の提出窓口は下表のとおりです。

許可申請書の受付窓口は、各市町の担当窓口となります。

権限委譲市および中核市については、事前相談～許可申請書受付～審査～検査までの一連の手続きを、各市担当部署が行います。その他の市町については、許可申請書の受付のみ市町窓口で行い、事前相談、審査、検査は、石川県土木部および農林水産部の出先機関が担います。

【申請窓口】

	対象市町	申請書 受付窓口	事前相談、審査、検査 行政機関	
			宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域
権限移譲市 中核市	七尾市 小松市 加賀市 白山市 能美市 野々市市 金沢市	各市 担当窓口	同左	同左
その他の 市町	輪島市 珠洲市 穴水町 能登町	各市町 担当窓口	奥能登土木総合事務所分室 建築課 輪島市三井町洲衛10部11番1 (能登空港ターミナル4階) TEL：0768-26-2353	奥能登農林総合事務所 管理部 企画調整室 輪島市三井町洲衛10部11番1 (能登空港ターミナル3階) TEL：0768-26-2322
	羽咋市 志賀町 宝達志水町 中能登町	各市町 担当窓口	中能登土木総合事務所 建築課 七尾市本府中町ソ27-9 TEL：0767-52-7604	中能登農林総合事務所 管理部 企画調整室 七尾市小島町二部33番地 (石川県七尾合同庁舎内) TEL：0767-52-2583
	かほく市 津幡町 内灘町	各市町 担当窓口	津幡土木事務所 建築課 津幡町字加賀爪又111-1 TEL：076-289-4162	県央農林総合事務所 管理部 企画調整室 金沢市直江南2丁目1番地 TEL：076-239-1750
	川北町	担当窓口	南加賀土木総合事務所 建築課 小松市白江町リ61番地1 TEL：0761-21-3334	南加賀農林総合事務所 管理部 企画調整室 小松市園町ハ108-1 (石川県小松合同庁舎内) TEL：0761-23-1707

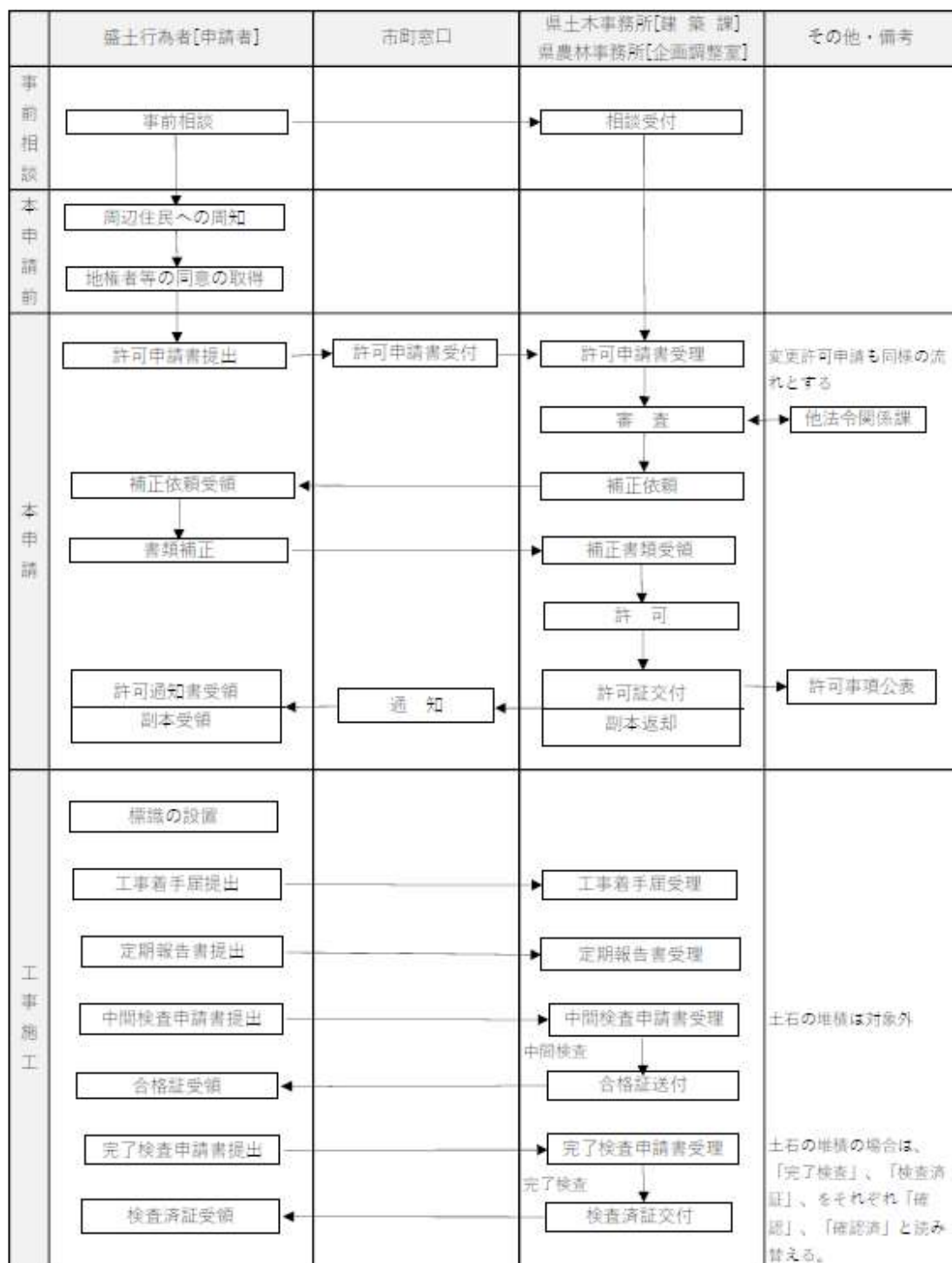
7-2 申請手続きの流れ

事前相談から許可～検査済証交付までの流れは下表のとおりです。

【申請手続きの流れ①：権限移譲市の場合】

	盛土行為者〔申請者〕	市担当窓口・部署	その他・備考
事前相談	事前相談	相談受付	
本申請前	周辺住民への周知 ↓ 地権者等の同意の取得		
本申請	許可申請書提出 ↓ 補正依頼受領 ↓ 書類補正 ↓ 許可通知書受領	許可申請書受理 ↓ 審査 ↓ 補正依頼 ↓ 補正書類受領 ↓ 許可 ↓ 許可通知書証交付 副本返却	変更許可申請も同様の流れとする 石川県へ確認 他法令関係課 ↓ 石川県へ通報 許可事項公表
工事施工	標識の設置 ↓ 工事着手届提出 ↓ 定期報告書提出 ↓ 中間検査申請書提出 ↓ 合格証受領 ↓ 完了検査申請書提出 ↓ 検査済証受領	工事着手届受理 ↓ 定期報告書受理 ↓ 中間検査申請書受理 中間検査 ↓ 合格証送付 ↓ 完了検査申請書受領 完了検査 ↓ 検査済証交付	土石の堆積は対象外 ↓ 土石の堆積の場合は、「完了検査」、「検査済」をそれぞれ「確認」、「確認済」と読み替える。

【申請手続きの流れ②：権限移譲なしの市町の場合】



※事前相談、許可審査、検査を行う行政機関

宅造区域・・・県土木事務所[建築課]、建築住宅課（事前相談のみ可）

特盛区域・・・県農林事務所[企画調整課]

第8章 宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の届出

8-1 特定盛土等規制区域における工事に関する届出

特定盛土等規制区域において、下表の規模の工事（許可申請が必要な規模より小規模な工事）を行う場合には、法第27条第1項の規定に基づき、当該工事に着手する日の30日前までに石川県知事へ届け出る必要があります。（「1-2 許可を要する工事」に記載する許可申請対象の工事を除く）

なお、許可申請と異なり、手数料の納付は不要です。

【届出が必要な工事】

区域	行為	規模
特定盛土等 規制区域	宅地造成、 特定盛土等	①盛土で、高さが1mを超える崖を生ずるもの ②切土で、高さが2mを超える崖を生ずるもの ③切土と盛土を同時に行う場合、盛土の高さが1m以下であっても、切土と合わせて高さが2mを超える崖を生ずるもの ④①、③に該当しない盛土で、高さが2mを超えるもの ⑤①～④に該当しない盛土又は切土で、当該盛土又は切土をする土地の面積が500㎡を超えるもの。
	土石の堆積	①高さが2mを超える土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えるもの ②①に該当しない土石の堆積であって、当該土石の堆積を行う土地の面積が500㎡を超えるもの

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	特定盛土等に関する工事の届出書	省令 第十九	要	—	(省令第58条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	省令 第二十	—	要	(省令第58条第2項)	
3	届出地及びその周辺の写真	—	要	要		
4	住民票又は個人番号カードの写し	—	要 ＜個人＞	要 ＜個人＞	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの	
5	法人の登記事項証明書	—	要 ＜法人＞	要 ＜法人＞	・個人番号カードの写しの場合は番号を黒塗りしたもの	
6	役員の住民票又は個人番号カードの写し	—				
7	他法令チェックリスト	参考 様式4	要	要	・	
8	その他、添付を要する図面	第4章「4-4 許可申請に必要な書類等」 【許可申請に添付する図面】と同様				

8-2 標識の掲出

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る土地の見やすい場所に、下表の事項を記載した標識を掲げなければなりません。

【標識に記載する事項】 ※標識のサイズは「5-2 標識の掲出」に掲載したものと同様です。

記載事項	様式
① 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 工事の届出年月日 ③ 工事施行者の氏名又は名称 ④ 現場管理者の氏名又は名称 ⑤ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日 ⑥ 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図 ⑦ 盛土又は切土の高さ／土石の堆積の最大堆積高さ ⑧ 盛土又は切土をする土地の面積／土石の堆積を行う土地の面積 ⑨ 盛土又は切土の土量／土石の堆積の最大堆積土量 ⑩ 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先 ⑪ 届出を担当した都道府県の部局名称及び連絡先	・省令様式第二十三 （宅地造成、特定盛土等の場合） ・省令様式第二十四 （土石の堆積の場合）

8-3 着手届の提出

工事の届出をした工事主は、当該届出に係る工事に着手したときは、すみやかに石川県知事へ届け出る必要があります。（みなし許可含む）

【工事着手時に提出する書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事着手届	細則第3	要	要	（細則第6条）	

8-4 工事の変更届出

届出をした工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する30日前までに石川県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	特定盛土等に関する工事の変更届出書	省令第二十一	要	—	(省令第61条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の変更届出書	省令第二十二	—	要	(省令第61条第22項)	
3	工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類	—	要	要	当該変更に係る事項の新旧を対照したものとする	

8-5 工事の中止・廃止・再開に関する届出

届出をした工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに石川県知事へ届け出る必要があります。

【提出が必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開届書	細則第12	要	要	(細則第12条)	

8-6 工事の完了に関する届出

届出をした工事が完了したときは、すみやかに石川県知事へ届け出る必要があります。

【提出が必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	届出工事の完了届書	細則第13	要	要	(細則第13条)	

8-7 提出部数

「8-1」及び「8-3」から「8-6」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1 部
副本	1 部
合計	2 部

第9章 その他届出を要する工事等

9-1 区域指定の際に既に行われている工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定の際、当該規制区域内において既に行われている、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する一定規模の工事（注 1）（注 2）は、法第 21 条第 1 項又は第 40 条第 1 項の規定に基づき、その指定があった日から21 日以内に石川県知事へ届け出る必要があります。

注 1：一定規模の工事とは、「1-2 許可を要する工事」及び「1-3 届出を要する工事」に該当するものをいいます。

注 2：旧宅地造成工事規制区域内において、区域指定前に都市計画法に基づく開発許可及び宅地造成等規制法の許可を受けたもの及び「1-5 許可及び届出を要しない工事等」に該当するものは除きます。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書	省令第15号	要	—	（省令第52条第1項、第82条第1項）	
2	土石の堆積に関する工事の届出書	省令第16号	—	要	（省令第52条第3項、第82条第2項）	

なお、工事の規模が「6-2 定期報告」に掲載した、定期報告が必要な対象規模を超える場合は、上記届出書に以下の図面等を添付してください。（必要により、その他の書類及び図面の添付を求める場合があります。）

【添付を要する図面等】

（省令第52条第2項、第4項）

No.	図面の名称	明示すべき事項	区分		備考	☑
			宅地造成、特定盛土等	土石の堆積		
1	位置図	・縮尺、方位、道路及び目標となる地物	要	要		
2	地形図	・縮尺、方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	要	要	・等高線は、2メートルの標高差を示すものとする	
3	土地の平面図	・縮尺、方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	要	—	・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること。	
		・縮尺、方位及び土地の境界線並びに勾配が 1/10 を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	—	要		
4	届出地及びその周辺の写真		要	要		

9-2 擁壁等の全部又は一部の除去工事に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが 2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事（注）を行う場合、法第 21 条第 3 項又は第 40 条第 3 項の規定に基づき、当該工事に着手する日の 14 日前までに、石川県知事へ届け出る必要があります。

注：法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可（第 4 章参照）を受けたもの、同第 27 条第 1 項に基づく届出（第 8 章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	備考	☒
1	擁壁等に関する工事の届出書	省令 第十七	（省令第55条、第85条）	

9-3 公共施設用地の転用に関する届出

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した者（注）は、その転用した日から 14 日以内に、石川県知事へ届け出る必要があります。

注：法第 12 条第 1 項及び第 30 条第 1 項に基づく許可（第 4 章参照）を受けたもの、同第 27 条第 1 項に基づく届出（第 8 章参照）をしたものは除きます。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	備考	☒
1	公共施設用地の転用の届出書	省令 第十八	（省令第56条、第86条）	

9-4 工事の変更届出

「9-1」及び「9-2」に掲げる工事の計画を変更しようとするときは、当該変更後の工事に着手する14日前までに、石川県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	擁壁等		
1	届出工事の変更届出書	細則 第11	要	要	要	(細則第11条)	
2	工事の計画の変更に伴い 内容が変更となる書類	—	要	要	要	当該変更に係る事項の新旧を 対照したものとする	

9-5 工事の中止・廃止・再開に関する届出

「9-1」及び「9-2」に掲げる工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、すみやかに石川県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	擁壁等		
1	宅地造成等に関する工事 の中止・廃止・再開届書	細則 第12	要	要	要	(細則第12条)	

9-6 工事の完了に関する届出

「9-1」及び「9-2」に掲げる工事が完了したときは、すみやかに石川県知事へ届け出る必要があります。

【届出に必要な書類】

No.	書類の名称	様式	区分			備考	☑
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	擁壁等		
1	届出工事の完了届書	細則 第13	要	要	要	(細則第13条)	

9-7 提出部数

「9-1」から「9-6」に係る各提出書類の提出部数は以下のとおりです。

【提出部数】

区分	提出部数
正本	1 部
副本	1 部
合計	2 部

第10章 申請様式一覧

10-1 国様式（省令）

様式第二	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書
様式第三	資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）
様式第四	土石の堆積に関する工事の許可申請書
様式第五	資金計画書（土石の堆積に関する工事）
様式第六	許可証
様式第七	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書
様式第八	土石の堆積に関する工事の変更許可申請書
様式第九	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書
様式第十	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証
様式第十一	土石の堆積に関する工事の確認申請書
様式第十二	土砂の堆積に関する工事の確認済証
様式第十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書
様式第十四	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証
様式第十五	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書
様式第十六	土石の堆積に関する工事の届出書
様式第十七	擁壁等に関する工事の届出書
様式第十八	公共施設用地の転用の届出書
様式第十九	特定盛土等に関する工事の届出書
様式第二十	土石の堆積に関する工事の届出書
様式第二十一	特定盛土等に関する工事の変更届出書
様式第二十二	土石の堆積に関する工事の変更届出書
様式第二十三	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識
様式第二十四	土石の堆積に関する工事の標識

様式第二

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄			
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)				
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)				
5	土地の面積				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ				
9	土地の地形				
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切上の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル
	ヘ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面 の保護の方法					

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11 その他必要な事項				
※受付欄		※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第三

資金計画書（宅地造成又は特定盛土等に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	道路工事費	
	排水施設工事費	
	防災施設工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支 出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
収 入	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
	自己資金					
	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第四

土石の堆積に関する工事の許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第 12 条第 1 項 第 30 条第 1 項} の規定により、許可を 申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄		
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)			
2	設計者住所氏名			
3	工事施行者住所氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)			
5	土地の面積			
6	工事の目的			
7 工 事 の 概 要	イ	土石の堆積の 最大堆積高さ		
	ロ	土石の堆積を行う 土地の面積		
	ハ	土石の堆積の 最大堆積土量		
	ニ	土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ	勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ	土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト	空地の設置	番 号	空地の幅
				メートル
	チ	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置		
	リ	堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防 止 す る 措 置		
	ヌ	工事中の危害防止 の た め の 措 置		
ル	そ の 他 の 措 置			
ヲ	工事着手予定年月日			
ヾ	工事完了予定年月日			

	カ 工 程 の 概 要		
8	そ の 他 必 要 な 事 項		
※受 付 欄		※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
[注意] 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄は、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第五

資金計画書（土石の堆積に関する工事）

1 収支計画

（単位 千円）

科目		金額
収 入	自己資金	
	借入金	
	〇〇〇	
	処分収入	
	〇〇〇	
	補助負担金	
	〇〇〇	
	〇〇〇	
	計	
支 出	用地費	
	工事費	
	整地工事費	
	防災施設工事費	
	撤去工事費	
	〇〇〇	
	附帯工事費	
	事務費	
	借入金利息	
	〇〇〇	
	計	

2 年度別資金計画書

(単位 千円)

科目		年度	年度	年度	年度	計
支出	事業費					
	用地費					
	工事費					
	附帯工事費					
	事務費					
	借入金利息					
	〇〇〇					
収入	借入償還金					
	〇〇〇					
	計					
	自己資金					
収入	借入金					
	〇〇〇					
	処分収入					
	〇〇〇					
	補助負担金					
	〇〇〇					
収入	〇〇〇					
	計					
借入金の借入先						

様式第六

許 可 証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

宅地造成及び特定盛土規制法 {第14条第2項(第16条第3項において準用する場合を含む)}
第14条第2項(第16条第3項において準用する場合を含む)
の規定により、下記の条件を付して許可する。

1 工事をする土地の 所在地及び地番	
2 工事主住所氏名	
3 許可番号	第 号
4 許可対象行為	宅地造成 ・ 特定盛土等 ・ 土石の堆積
5 許可期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
6 条件	

様式第七

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名					※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()					
2	設計者住所氏名					
3	工事施行者住所氏名					
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)					
5	土地の面積 平方メートル					
6	工事着手前の土地利用状況					
7	工事完了後の土地利用					
8	盛土のタイプ 平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土					
9	土地の地形 溪流等への該当 有・無					
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ		メートル			
	ロ 盛土又は切土をする土地の面積		平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量		盛 土	立方メートル		
			切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁		番 号	構 造	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設		番 号	種 類	高 さ	延 長
					メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設		番 号	種 類	内法寸法	延 長
					センチ メートル	メートル
ト 崖面の保護の方法						
チ 崖面以外の地表面の保護の方法						

	リ 工事中の危害防止 のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年	月	日
	ヲ 工事完了予定年月日	年	月	日
	ワ 工程の概要			
11	その他の必要な事項			
12	変更の理由			
13	許可番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付してください。 5 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 6 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 7 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 8 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 9 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第八

土石の堆積に関する工事の変更許可申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 16 条第 1 項 } { 第 35 条第 1 項 } の規定により、変更の 許可を申請します。 年 月 日 殿 申請者 氏名		※手数料欄	
1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名) ()		
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度) (緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)		
5	土地の面積 平方メートル		
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ	土石の堆積の 最大堆積高さ	
	ロ	土石の堆積を行う 土地の面積	
	ハ	土石の堆積の 最大堆積土量	
	ニ	土石の堆積を行う 土地の最大勾配	
	ホ	勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置	
	ヘ	土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置	
	ト	番 号	空地の幅
			メートル
	チ	雨水その他の地表水を 有効に排除する措置	
	リ	堆積した土石の崩壊に 伴う土砂の流出を 防止する措置	
	ヌ	工事中の危害防止 のための措置	
	ル	その他の措置	
ヲ	工事着手予定年月日 年 月 日		

	ワ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	カ 工 程 の 概 要			
8	そ の 他 必 要 な 事 項			
9	変 更 の 理 由			
10	許 可 番 号	第 号		
	※受 付 欄	※決 裁 欄	※許可に当たって付した条件	※許可番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名
〔注意〕 1 ※印のある欄は記入しないでください。 2 申請者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 3 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 4 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 5 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 6 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 7 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。				

様式第九

※ 受 付 欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 1 項 }
{ 第 36 条第 1 項 } の規定による検査を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

[注意]

- 1 ※印のある欄は記入しないでください。
- 2 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に係る工事は、検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規
制法 {第 13 条第 1 項}
{第 31 条第 1 項} の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
4 工 事 主 住 所 氏 名	
5 工 事 完 了 検 査 年 月 日	年 月 日
6 検 査 員 職 氏 名	

様式第十一

※ 受 付 欄
年 月 日
第 号

土石の堆積に関する工事の確認申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 17 条第 4 項 }
{ 第 36 条第 4 項 } の規定による確認を申請します。

1 工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
2 許 可 番 号	第 号
3 許 可 年 月 日	年 月 日
4 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
5 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
6 備 考	

〔注意〕

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は5欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十二

土砂の堆積に関する工事の確認済証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の土砂の堆積に関する工事について、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 17 条第 4 項} \\ \text{第 36 条第 4 項} \end{array} \right\}$ の規定による確認の結果、堆積されていた全ての土砂が除却されたことを証明する。

1 許 可 番 号	第 号
2 許 可 年 月 日	年 月 日
3 工事をした土地の 所在地及び地番	
4 工事主住所氏名	
5 工事完了検査年月日	年 月 日
6 確認員職氏名	

様式第十三

※ 受付欄
年 月 日
第 号

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 18 条第 1 項 }
{ 第 37 条第 1 項 } の規定による中間検査を申請します。

1 許可番号	第 号		
2 許可年月日	年 月 日		
3 工事をしている土地の所在地及び地番			
4 工事施行者住所氏名			
5 今回中間検査の対象となる特定工程に係る工事	検査実施回	第 回	
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了年月日	年 月 日	
6 今回申請以前の中間検査受検履歴	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	中間検査合格証		
	番 号	第 号	第 号
7 今回申請以降の中間検査受検予定	検査実施回	第 回	第 回
	特定工程		
	特定工程に係る工事終了予定年月日	年 月 日	年 月 日
8 備考			

[注意]

- ※印のある欄は記入しないでください。
- 工事主又は4欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 6及び7欄は、記入欄が不足するときは、別紙に必要な事項を記入して添えてください。

様式第十四

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

第 号
年 月 日

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長

下記の宅地造成又は特定盛土等に関する工事における特定工程に係る工事は、検査の結果、
宅地造成及び特定盛土等規制法 {第13条第1項
第31条第1項} の規定に適合していることを証明する。

1 許 可 番 号	第 号	
2 許 可 年 月 日	年 月 日	
3 工事をした土地の所在地及び地番		
4 工 事 主 住 所 氏 名		
5 中 間 検 査 年 月 日	年 月 日	
6 中 間 検 査 の 対 象	検 査 実 施 回	第 回
	特 定 工 程	
	特定工程に係る 工事終了年月日	年 月 日
7 検 査 員 員 職 氏 名		

様式第十五

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項 }
{ 第 40 条第 1 項 } の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名		
2 工事を行っている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
3 工事を行っている 土地の面積	平方メートル	
4 盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土	
5 盛土又は切土の高さ	メートル	
6 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル	
7 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル
	切 土	立方メートル
8 工事着手年月日	年 月 日	
9 工事完了予定年月日	年 月 日	
10 工事の進捗状況		

[注意]

- 1 工事主又は 1 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。
- 3 4 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。

様式第十六

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

工事主 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第1項
第40条第1項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事施行者住所氏名	
2 工事をしている土地の 所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)
3 工事をしている 土地の面積	平方メートル
4 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル
5 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル
6 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル
7 工事着手年月日	年 月 日
8 工事完了予定年月日	年 月 日
9 工事の進捗状況	

〔注意〕

- 1 工事主又は1欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。

様式第十七

擁壁等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第3項}
{第40条第3項} の規定により、下記の工事について届
け出ます。

記

1 工事が行われる土地の 所在地及び地番	
2 行おうとする工事の 種類及び内容	
3 工事着手予定年月日	年 月 日
4 工事完了予定年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入し
てください。

様式第十八

公共施設用地の転用の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法 {第21条第4項
第40条第4項} の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 転用した土地の 所在地及び地番	
2 転用した土地の面積	平方メートル
3 転用前の用途	
4 転用後の用途	
5 転用年月日	年 月 日

〔注意〕 届出者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第十九

特定盛土等に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 上 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				メートル	メートル

ヘ	排水施設	番 号	種 類	内法寸法	延 長
				センチ	メートル
				メートル	
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面の保護の方法					
リ 工事中の危害防止のための措置					
ヌ その他の措置					
ル 工事着手予定年月日		年 月 日			
ヲ 工事完了予定年月日		年 月 日			
ワ 工 程 の 概 要					
11 その他必要な事項					
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土のタイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第二十

土石の堆積に関する工事の届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 27 条第 1 項の規定により、下記の工事について届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅 メートル

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ヅ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他の必要な事項		
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第二十一

特定盛土等に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について
届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()			
2	設計者住所氏名				
3	工事施行者住所氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)			
5	土地の面積	平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土 ・ 腹付け盛土 ・ 谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
10 上 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土地の面積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル		
		切土	立方メートル		
	ニ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				メートル	メートル

へ 排水施設					
	番 号	種 類	内法寸法	延 長	
			センチ メートル	メートル	
ト 崖面の保護の方法					
チ 崖面以外の地表面 の 保 護 の 方 法					
リ 工事中の危害防止 の た め の 措 置					
ヌ そ の 他 の 措 置					
ル 工事着手予定年月日	年 月 日				
ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日				
ワ 工 程 の 概 要					
11 その他必要な事項					
12 変 更 の 理 由					
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 8 欄は、該当する盛土タイプに○印を付してください（複数選択可）。 6 9 欄は、溪流等（令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付してください。 7 11 欄は、特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。					

様式第二十二

土石の堆積に関する工事の変更届出書

年 月 日

殿

届出者 住所
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法第 28 条第 1 項の規定により、下記の工事の変更について
届け出ます。

記

1	工事主住所氏名 (法人役員住所氏名)	()	
2	設計者住所氏名		
3	工事施行者住所氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、経度: 度 分 秒)	
5	土地の面積	平方メートル	
6	工事の目的		
7 工 事 の 概 要	イ 土石の堆積の 最大堆積高さ	メートル	
	ロ 土石の堆積を行う 土地の面積	平方メートル	
	ハ 土石の堆積の 最大堆積土量	立方メートル	
	ニ 土石の堆積を行う 土地の最大勾配		
	ホ 勾配が十分の一を 超える土地における 堆積した土石の崩壊を 防止するための措置		
	ヘ 土石の堆積を行う土地 における地盤の改良 その他の必要な措置		
	ト 空地の設置	番 号	空地の幅 メートル

チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
ヌ	工事中の危害防止のための措置		
ル	その他の措置		
ヲ	工事着手予定年月日	年	月 日
ヅ	工事完了予定年月日	年	月 日
カ	工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
〔注意〕 1 届出者、1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。 2 1 欄の工事主が法人であるときは、工事主住所氏名のほか、当該法人の役員住所氏名を記入してください。 3 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出てください。 4 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入してください。 5 7 欄リは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入してください。 6 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入してください。			

様式第二十三

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の標識

90センチメートル以上					
{宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可} {特定盛土等に関する工事の届出} 済標識					
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名		見 取 図	
	2	許 可 番 号	第 号		
	3	許可又は届出年月日	年 月 日		
	4	工事施行者の氏名			
	5	現場管理者の氏名			
	6	盛土又は切土の高さ	メートル		
	7	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	8	盛土又は切土の土量	盛土		立方メートル
			切土		立方メートル
	9	工事着手予定年月日	年 月 日		
	10	工事完了予定年月日	年 月 日		
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先			
12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先				
50センチメートル以上					

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

様式第二十四

土石の堆積に関する工事の標識

90センチメートル以上				
土石の堆積に関する工事の許可又は届出済標識				
70センチメートル以上	1	工事主の住所氏名	見取図	
	2	許可番号		第 号
	3	許可又は届出年月日		年 月 日
	4	工事施行者の氏名		
	5	現場管理者の氏名		
	6	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル
	7	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル
	8	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル
	9	工事着手予定年月日		年 月 日
	10	工事完了予定年月日		年 月 日
	11	工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先		
	12	許可又は届出担当の都道府県部局名称連絡先		
50センチメートル以上				

〔注意〕

- 1 1欄の工事主、4欄の工事施行者又は5欄の現場管理者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 2 2、3、9及び10欄は、許可証の交付を受けた工事においては、当該許可証の許可番号、許可期間をそれぞれ記入してください。

10-2 県様式（細則）

別記様式第1号	身分証明書
別記様式第2号	土地権利者の使用同意書
別記様式第3号	宅地造成等に関する工事着手届出書
別記様式第4号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書
別記様式第5号	土石の堆積に関する工事の協議申出書
別記様式第6号	宅地造成等に関する工事の変更届出書
別記様式第7号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書
別記様式第8号	土石の堆積に関する工事の変更協議申出書
別記様式第9号	宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書
別記様式第10号	土石の堆積に関する工事の定期報告書
別記様式第11号	届出工事の変更届出書
別記様式第12号	宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書
別記様式第13号	届出工事の完了届出書

別記様式第1号(第3条関係)

(表)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	年 月 日
上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第5条第1項の規定による測量及び調査、第6条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等並びに第24条第1項及び第43条第1項の規定による検査のため、他人の占有する土地に立ち入る職権を有するものであることを証明する。	
年 月 日	交付
年 月 日	限り有効
石川県知事	
印	

(裏)

注 意 事 項
1 宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定による測量及び調査、第6条第1項の規定による障害物の伐除及び土地の試掘等並びに第24条第1項及び第43条第1項の規定による検査のため、他人の占有する土地に立ち入るときは、この証明書を携帯しなければならない。
2 職権に基づき他人の土地に立ち入る際に、関係人の請求があったときは、この証明書を提示しなければならない。
3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

別記様式第2号(第4条関係)

宅地造成等に関する工事における土地権利者の使用同意書

年 月 日

使用者

様

土地権利者 住 所
氏 名

印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

私が権利（所有権・地上権・質権・賃借権・使用貸借による権利・その他）

を保有する土地を、あなたが次のとおり使用されることに同意します。

使用土地の範囲	
使用の内容	
使用期間	
その他	

備考1 該当する権利に全て○印を付すこと。

その他の場合は、「その他」欄に権利の種類を記入すること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号（第6条関係）

宅 地 造 成 等 に 関 す る 工 事 着 手 届 出 書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事に次のとおり着手したので、届け出ます。

許 可 （ 協 議 同 意 ） 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 指 令 第 号
工事が施行される 土 地 の 所 在	
着 手 年 月 日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号（第7条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議申出書

石川県知事 様		年 月 日			
		協議申出者 職名 氏名			
宅地造成及び特定盛土等規制法		$\left\{ \begin{array}{l} \text{第 15 条第 1 項} \\ \text{第 34 条第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定により、次のとおり協議を申し出ます。			
1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 （代表地点の緯度経度） （緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒）				
5	土 地 の 面 積 平方メートル				
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ 平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土				
9	土 地 の 地 形 溪流等への該当 有・無				
10 工 事 の 概 要	イ 盛土又は切土の高さ	メートル			
	ロ 盛土又は切土をする 土 地 の 面 積	平方メートル			
	ハ 盛土又は切土の土量	盛 土	立方メートル		
		切 土	立方メートル		
	ニ 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ホ 崖面崩壊防止施設	番 号	構 造	高 さ	延 長
				メートル	メートル
	ヘ 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法 ^{（注）}	延 長
				センチメートル	メートル

ト	崖面の保護の方法		
チ	崖面以外の地表面の保護の方法		
リ	工事中の危害防止のための措置		
ヌ	その他の措置		
ル	工事着手予定年月日	年 月 日	
ヲ	工事完了予定年月日	年 月 日	
ワ	工程の概要		
11 その他必要な事項			
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって付した条件
年 月 日			年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名

備考

- ※印のある欄は、記入しないこと。
- 不要の文字は、抹消すること。
- 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 8 欄は、該当する盛土のタイプ全てに○印を付すこと。
- 9 欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等施行令第 7 条第 2 項第 2 号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 11 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第5号（第7条関係）

土石の堆積に関する工事の協議申出書

石川県知事		様		年 月 日	
		協議申出者		職名 氏名	
宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項 第34条第1項 } の規定により、次のとおり協議を申し出ます。					
1		工事主の住所及び氏名			
2		設計者の住所及び氏名			
3		工事施行者の住所及び氏名			
4		土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)		(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)	
5		土地の面積		平方メートル	
6		工事の目的			
7 工事	イ	土石の堆積の最大堆積高さ		メートル	
	ロ	土石の堆積を行う土地の面積		平方メートル	
	ハ	土石の堆積の最大堆積土量		立方メートル	
	ニ	土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	ホ	勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	ヘ	土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	ト	空地の設置	番号	空地の幅	メートル
	チ	雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	リ	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			

の 概 要	ヌ 工事中の危害防止のための措置			
	ル そ の 他 の 措 置			
	ヲ 工 事 着 手 予 定 年 月 日		年 月 日	
	ワ 工 事 完 了 予 定 年 月 日		年 月 日	
	カ 工 程 の 概 要			
8 そ の 他 必 要 な 事 項				
※受付欄		※決裁欄	※協議に当たって 付した条件	※協議同意番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

備考

- ※印のある欄は、記入しないこと。
- 不要の文字は、抹消すること。
- 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第6号（第8条関係）

宅地造成等に関する工事の変更届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔 第16条第2項
第35条第2項 〕の規定により、宅地造成等に関する工事

の変更について次のとおり届け出ます。

1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 指令 第 号

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事	項	変	更	前	変	更	後

4 変更の理由

備考1 不要の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第7号（第9条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議申出書

年 月 日

様

協議申出者 職名
氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法

第 16 条第 3 項において準用する同法第 15 条第 1 項
第 35 条第 3 項において準用する同法第 34 条第 1 項

の規定により、次のとおり変更の協議を申し出ます。

1 工事主の住所及び氏名

2 設計者の住所及び氏名

3 工事施行者の住所及び氏名

(緯度： 度 分 秒、
經度： 度 分 秒)

平方メートル

6 工事着手前の土地利用状況

7 工事完了後の土地利用

平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土

溪流等への該当 有・無

メートル

平方メートル

立方メートル

立方メートル

さ	延 長
---	-----

メートル	メートル

+	延	巨
---	---	---

延	長
メーブル	メーブル

メートル	メートル

寸法	延長
----	----

センチメートル	メートル
---------	------

[illegible]

	ト 崖面の保護の方法			
	チ 崖面以外の地表面の保護の方法			
	リ 工事中の危害防止のための措置			
	ヌ その他の措置			
	ル 工事着手予定年月日	年 月 日		
	ヲ 工事完了予定年月日	年 月 日		
	ワ 工程の概要			
11	その他必要な事項			
12	変更の理由			
13	協議同意番号	第 号		
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議同意番号欄
	年 月 日			年 月 日
	第 号			第 号
	係員氏名			係員氏名

備考

- 1 ※印のある欄は、記入しないこと。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 1欄の工事主、2欄の設計者又は3欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 5 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 6 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 7 8欄は、該当する盛土のタイプ全てに○印を付すこと。
- 8 9欄は、溪流等（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。）への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 9 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 10 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号（第9条関係）

土石の堆積に関する工事の変更協議申出書

年 月 日										
石川県知事 様										
協議申出者 職名 氏名										
宅地造成及び特定盛土等規制法 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">{</td> <td> 第16条第3項において準用する同法第15条第1項 第35条第3項において準用する同法第34条第1項 </td> </tr> </table>			{	第16条第3項において準用する同法第15条第1項 第35条第3項において準用する同法第34条第1項						
{	第16条第3項において準用する同法第15条第1項 第35条第3項において準用する同法第34条第1項									
の規定により、次のとおり変更の協議を申し出ます。										
1	工事主の住所及び氏名									
2	設計者の住所及び氏名									
3	工事施行者の住所及び氏名									
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)								
5	土地の面積	平方メートル								
6	工事の目的									
7 工事	イ 土石の堆積の最大堆積高さ	メートル								
	ロ 土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル								
	ハ 土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル								
	ニ 土石の堆積を行う土地の最大勾配									
	ホ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置									
	ヘ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置									
	ト 空地の設置	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">番号</th> <th style="width: 50%;">空地の幅</th> </tr> <tr> <td></td> <td>メートル</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	番号	空地の幅		メートル				
	番号	空地の幅								
		メートル								
チ 雨水その他の地表水を有効に排除する措置										

の概要	リ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置		
	ヌ 工事中の危害防止のための措置		
	ル そ の 他 の 措 置		
	ヲ 工事着手予定年月日	年	月 日
	ワ 工事完了予定年月日	年	月 日
	カ 工程の概要		
8	その他の必要な事項		
9	変更の理由		
10	協議同意番号	第 号	
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名

備考

- ※印のある欄は、記入しないこと。
- 不要の文字は、抹消すること。
- 1 欄の工事主、2 欄の設計者又は 3 欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 7 欄りは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 8 欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

別記様式第9号（第10条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

石川県知事 様

報告者 住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法〔 第19条第1項
第38条第1項 〕の規定により、宅地造成又は特定
盛土等に関する工事の状況等について次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地 の所在地				
3 工事の許可年月日及び 許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における 盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における 盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における 盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 報告の時点における 擁壁等に関する工事 の施行状況				
9 擁壁の床掘りを完了 したときの状況				
10 鉄筋コンクリート擁壁 の基礎配筋を完了した ときの状況				
11 地下に埋設する集水管、 きよ 渠と 暗渠、管渠等の配置を 完了したときの状況				

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第10号（第10条関係）

土石の堆積に関する工事の定期報告書

年 月 日

石川県知事

様

報告者 住 所
氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 $\left\{ \begin{array}{l} \text{第 19 条第 1 項} \\ \text{第 38 条第 1 項} \end{array} \right\}$ の規定により、土石の堆積に関する
工事の状況等について次のとおり報告します。

1 工事主の住所及び氏名				
2 工事が施行される土地の所在地				
3 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令 第 号			
4 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
6 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7 報告の時点における堆積されている土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除去された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9 地下に埋設する集水管、 暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 3 1欄の工事主が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 4 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第11号（第11条関係）

届 出 工 事 の 変 更 届 出 書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項・第3項
第40条第1項・第3項 } の規定により届け出た宅地

造成等に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

最 初 に 届 け 出 た 年 月 日	年 月 日
工事をしている土地 の所在及び地番	
【 法 第 21 条 第 1 項 又 は 法 第 40 条 第 1 項 】 ※ 工事をしている土地 の 面 積	
【 法 第 21 条 第 3 項 又 は 法 第 40 条 第 3 項 】 ※ 行おうとする工事 の 種 類 及 び 内 容	
変 更 事 項	
変 更 理 由	

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印の項目については、該当する条項について記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第12号（第12条関係）

宅地造成等に関する工事の中止・再開・廃止届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

宅地造成等に関する工事を次のとおり 中 止
再 開 したいので、届け出ます。
廃 止

許可年月日及び番号 ※	年 月 日 指令 第 号
届 出 年 月 日 ※	年 月 日
工 事 の 種 別	
理 由	
中 止 ・ 再 開 ・ 廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日
工 事 進 捗 状 況 及 び 防 災 措 置	

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 ※印の項目については、該当する条項について記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第13号（第13条関係）

届出工事の完了届出書

年 月 日

石川県知事 様

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第 21 条第 1 項・第 3 項
第 27 条第 1 項
第 40 条第 1 項・第 3 項 } の規定により届け

出た宅地造成等に関する工事が完了したので、次のとおり届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工 事 を し た 土 地 の 所 在 地 及 び 地 番	
3 工 事 施 行 者 の 住 所 及 び 氏 名	
4 そ の 他	

備考

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 3 欄の工事施行者が法人であるときは、当該法人の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

10-3 参考様式

参考様式1	事前相談書
参考様式2	実務経験証明書
参考様式3	周知措置報告書
参考様式4	他法令チェックリスト
参考様式5	技術的基準 適合チェックリスト
参考様式6	許可申請の取下届出書

参考様式1改訂版

(表面)

石川県庁

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)に係る事前相談書

・土木部砂防課

相談先は、宅地造成等工事規制区域、特定盛土等規制区域のいずれかによって異なります。・土木部建築住宅課

県ホームページからご確認の上、各相談窓口へご相談ください。(9.申請等窓口について)・農林水産部森林管理課

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/machidukuri/r6moridokisei.html>

・農林水産部農業経営戦略課

相談年月日	令和 年 月 日 ()	☐ 新規相談 ☐ 再相談
相談者住所氏名	住所 氏名	電話番号
申請者住所氏名	住所 氏名	電話番号
相談地	地名地番	
	土地の面積	m ²
	規制区域の別	☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域
相談に係る工事の概要	行為の種類	☐ 盛土 ☐ 切土 ☐ 土石の堆積
	盛土又は切土を行う土地の面積	m ²
	盛土で生じる崖の高さ	m
	切土で生じる崖の高さ	m
	盛土と切土を同時に行い、生じる崖の高さ	m
	盛土の高さ(崖を生じないもの)	m
	標高の高さが30cmを超える盛土又は切土を行う面積	m ²
	土石の堆積	面積: m ² 、最大高さ: m
	工事の状況	☐ 工事着手予定(令和 年 月 日)
予定建築物等の有無	☐ 新築 ☐ 既存 ☐ 無し	
予定建築物等の概要(規模・用途等)		
都市計画法開発許可の要否	☐ 未確認 ☐ 確認済(必要) ☐ 確認済(不要)	
その他法令の該当の要否	☐ 森林法 ☐ 農地法 ☐ 砂防三法 ☐ 建築基準法	
申請種別	☐ 許可 [法12条(宅造区域)・法30条(特盛区域)] ☐ 許可規模未満の届出 [法27条(特盛区域)] ☐ その他	

※崖とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものを指す。

【相談内容：できるだけ具体的に記入してください。】

(裏面)

相談時における必要書類については、以下のとおりです。

- 1.位置図（住宅地図等で相談場所の分るもの）
- 2.土地の平面図（盛土又は切土をする土地の面積がわかるもの）
- 3.土地の断面図（盛土又は切土をする前後の地盤面がわかるもの）
- 4.その他（排水施設や擁壁の図面等の相談内容に関連する資料）

※以下の事項については、石川県土木事務所が記載するため、相談者による記載は不要です。

相談 結果		受付 印	
----------	--	---------	--

参考様式2

実務経験証明書

参考様式2

下記の者は、土木、建築又は宅地開発に関する技術に関し、下記のとおり実務の経験を有することを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 職 名 _____

氏 名 _____ 印

記

被証明 者氏名	生年 月 日	大止 昭和 平成	年 月 日	証明 期間	年 月 から 年 月 まで
職 名	主 な 経 験 の 内 容			期 間	
				年	月から
				年	月まで
				年	月から
				年	月まで
				年	月から
				年	月まで
				年	月から
				年	月まで
				年	月から
				年	月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満 年 か月	

(裏面)

「実務経験証明書」記入上の注意

- 1 「技術士」で技術部門を建設部門、農業部門（選択科目「農業農村工学」）、森林部門（選択科目「森林土木」）、又は水産部門（選択科目「水産土木」）とする方、「一級建築士」である方はこの証明書は不要です。
- 2 この証明書は、証明者が証明することができる期間のみ一枚にまとめて記載してください。
証明者が異なる場合には、二枚以上に書き分けてください。
- 3 各欄の記入手順
 - (1) 証明年月日は、証明者が証明した日を記入してください。
 - (2) 「証明者」は、あなたが「職名」欄に記載した役職を管理すべき役職にある方です。
例えば、会社であれば「代表取締役」「〇〇支店長」等、公務員の場合は「首長」「××部長」「〇〇課長」等です。
なお、証明者自筆の署名がある場合には、捺印の必要はありません。
 - (3) 「証明期間」欄は、月単位で記入するものとし、その初日が毎月の1日でないときは、最初の月数を参入しないでください。
 - (4) 「職名」欄は、具体的に（例えば「××部〇〇課△△係技術吏員」「××部〇〇課△△係事務職」等）記入してください。
 - (5) 「主な経験の内容」欄は、具体的な業務の名称を、概ね2年毎に一つ以上記載してください。

参考様式 3

周知措置報告書

年 月 日

石川県知事 様

工事主 住所
氏名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第11条又は第29条の規定に基づき、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の内容を周知させるための措置について、下記のとおり講じたことを報告します。

記

1	土地の所在地及び地番	
2	周知措置の方法	1. 説明会の開催 2. 書面の配布 3. 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3	周知期間・説明会開催日時	年 月 日から 年 月 日まで (年 月 日 時 分から 時 分まで)
4	説明会開催場所	名 称 所 在 地
5	説明会参加者数	人
6	配布範囲・掲示場所	
7	住民からの意見等	

参考様式 4 改訂

他 法 令 チェック リ ス ト

☐ 盛土規制法の許可・届出を要しないもの（下記法令の許可がある場合は手続き不要） 政令第5条： 鉱山保安法、鉱業法、採石法、砂利採取法 省令第8条： 土地改良法、火薬類取締法、家畜伝染病予防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、土壤汚染対策法、放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法、森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事、国・地方公共団体・一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事、高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの、工事の施行に付随して行われるものであって当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

法 令 等		該当の有 無	申請・届出の状況
■盛土規制法がみなし許可 ^(注) となるもの			
都市計画法	開発行為の許可（第29条第1項又は第2項）	☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
■盛土規制法とは別に手続きが必要なもの			
建築基準法	建築物の建築等に関する申請及び確認（第6条第1項及第2項）	☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
森林法	開発行為の許可（第10条の2第1項）	☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
	伐採及び伐採後の造林の届出等（第10条の8）	☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
	保安林における制限（第34条第1項及び第2項）	☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
農地法	（第4条第1項）	☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
	（第5条第1項）	☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
農業振興地域の整備に関する法律（第13条第1項）		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
自然公園法（第20条第3項）		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
砂防法（第4条）		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
地すべり等防止法（第18条）		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（第7条）		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
その他		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
（ ）		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
（ ）		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
（ ）		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未
（ ）		☐ 有 ☐ 無	☐ 済 ☐ 未

※「該当の有無」の「有・無」にチェックを入れること。
 ※該当が「有」の場合、「申請・届出の状況」の「済・未」にチェックを入れること。
 既に許可申請を行っている場合は、許可前であっても「済」とする。
 ※記載されている法令に限らず、他の法令を含め違反がないよう確認をすること。

（注）みなし許可
 盛土規制法の許可申請手続きは不要となりますが、同法に基づく標識掲出、工事着手届出、中間検査、定期報告等は必要です。（手引きP.5参照）

技術的基準 適合チェックリスト

※ 案件ごとに必要な項目の適合をチェックする。

<宅地造成及び特定盛土等に関する工事編>

※ タイトル番号は政令の条項番号を示す。

項 目	チェック 欄	主な 確認図書
政令7条 地盤について講ずる措置に関する技術的基準		
7-1-1-イ おおむね30cm以下の厚さの層に分けて土を盛り、かつ、その層の土を盛るごとにローラー等を用いて締め固めているか	☐	
7-1-1-ロ 盛土の内部に浸透した地表水・地下水を速やかに排除することができるよう、砂利等を用いて透水層を設けているか	☐	
7-1-1-ハ 必要に応じて地滑り抑止ぐい・グラウンドアンカー等の設置等の措置を講じているか	☐	
7-1-2 著しく傾斜している土地において盛土をする場合においては、盛土をする前の地盤と盛土とが接する面が滑り面とならないよう、段切り等の措置を講じているか	☐	
7-2-1 盛土・切土 ^{※1} をした後の土地の部分に生じた崖の上端に続く当該土地の地盤面には、その崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付しているか ※ 政令3条4号・5号の場合を除く	☐	
7-2-2 以下(1)～(3)に該当する土地において、高さが15mを超える盛土をする場合、盛土をした後の土地の地盤について、土質試験等の調査・試験に基づく地盤の安定計算を行うことによりその安定が保持されるものであることを確かめているか (1)山間部における、河川の流水が継続して存する土地 (2)山間部における、地形、草木の生茂の状況等が(1)の土地に類する状況を呈している土地 (3)(1)・(2)の土地及びその周辺の土地の地形から想定される集水地域にあって、雨水等の地表水が集中し、又は地下水が湧出するおそれが大きい土地	☐	
7-2-3 切土をした後の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないよう、地滑り抑止ぐい等の設置、土の置換え等の措置を講じているか	☐	
政令8条 擁壁の設置に関する技術的基準		
8-1-1 盛土・切土 ^{※1} をした土地の部分に生ずる崖面 ^{※2} は擁壁で覆われているか ※1 政令3条4号・5号の場合を除く ※2 以下の場合を除く ・切土をした土地の部分に生ずる崖又は崖の部分であって、その土質毎の勾配が一定以下の場合 (盛防マニュアル VI-1表参照) (注)崖の途中で角度が変化する場合、崖の連続性(政令8条2項)に注意 ・土質試験等の調査・試験に基づき地盤の安定計算をした結果崖の安定を保つために擁壁の設置が必要でないことが確かめられた崖面 ・政令14条1号の規定により崖面崩壊防止施設が設置された崖面	☐	
8-1-2 擁壁は、以下のものとなっているか ・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造 ・練積み造(間知石練積み造/S40建設省告示1485号のブロック擁壁) ・政令17条に基づく大臣認定擁壁	☐ ☐ ☐	
⇒上記の擁壁を設置する場合、以下の確認が必要(S40建設省告示1485号のブロック擁壁・政令17条に基づく大臣認定擁壁を除く) ・政令9条(鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の場合のみ) ・政令10条(練積み造の場合のみ) ・政令11条・政令12条	次頁	
⇒上記以外の擁壁で高さ2mを超えるものについては、政令13条に基づき、建基法政令142条(同令第7章の8の規定の準用に係る部分を除く)に適合しているか	☐	

項 目	チェック 欄	主な 確認図書
政令9条 鉄筋コンクリート造・無筋コンクリート造の擁壁		
9-2-1 土圧・水圧・自重によって擁壁が破壊されないよう、擁壁の各部に生ずる応力度が、擁壁の材料である鋼材・コンクリートの許容応力度を超えないか	☐	
9-2-2 土圧・水圧・自重によって擁壁が転倒しないよう、擁壁の転倒モーメントが擁壁の安定モーメントの3分の2以下であるか	☐	
9-2-3 土圧・水圧・自重によって擁壁の基礎が滑らないよう、擁壁の基礎の滑り出す力が擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の3分の2以下であるか	☐	
9-2-4 土圧・水圧・自重によって擁壁が沈下しないよう、擁壁の地盤に生ずる応力度が当該地盤の許容応力度を超えないか ※ 基礎ぐいを用いた場合においては、土圧・水圧・自重によって基礎ぐいに生ずる応力が基礎ぐいの許容支持力を超えないか	☐	
9-3-1 構造計算に必要な土圧・水圧・自重の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか ※ 盛土の場合の土圧については、盛土の土質に応じ政令別表第二の単位体積重量及び土圧係数を用いて計算された数値を用いることができる	☐	
9-3-2 構造計算に必要な鋼材・コンクリート・地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力の値は、建築基準法施行令第90条(表一を除く)・第91条・第93条・第94条の長期の値を用いているか	☐	
9-3-3 構造計算に必要な擁壁の基礎の地盤に対する最大摩擦抵抗力等の抵抗力の値は、実況に応じて計算された数値を用いているか ※ その地盤の土質に応じ政令別表第三の摩擦係数を用いて計算された数値を用いることができる	☐	
政令10条 練積み造の擁壁		
10-1-1 練積み造の擁壁の構造は、勾配・高さ・下端部分の厚さが、座の土質に応じ政令別表第四に定める基準に適合し、かつ、擁壁の上端の厚さが40cm以上(擁壁の設置される地盤の土質が、政令別表第四上欄の第一種・第二種に該当しない場合は70cm以上)となっているか	☐	
10-1-2 石材等の組積材は、控え長さを30cm以上とし、コンクリートを用いて一体の擁壁とし、かつ、その背面に栗石・砂利・砂利混じり砂で有効に裏込めしているか	☐	
10-1-3 座の状況等によりはらみ出し等の破壊のおそれがあるときは、適当な間隔に鉄筋コンクリート造の控え壁を設ける等の必要な措置を講じているか	☐	
10-1-4 擁壁を岩盤に接着して設置する場合を除き、擁壁の前面の根入れの深さは、擁壁の高さの15%(最低35cm)(擁壁の設置される地盤の土質が政令別表第四上欄の第一種又は第二種に該当しない場合は、擁壁の高さの20%(最低45cm))となっているか	☐	
政令11条 設置しなければならない擁壁についての建築基準法施行令の準用		
建築法政令36条の3(構造計算の原則)の規定を準用しているか	☐	
建築法政令37条(構造部材の耐久)の規定を準用しているか	☐	
建築法政令38条(基礎)の規定を準用しているか	☐	
建築法政令39条(外装材等)の規定を準用しているか	☐	
建築法政令52条(組積造の施工※3項を除く)の規定を準用しているか	☐	
建築法政令72条(コンクリートの材料)の規定を準用しているか	☐	
建築法政令73条(鉄筋の継手・定着)の規定を準用しているか	☐	
建築法政令74条(コンクリートの強度)の規定を準用しているか	☐	
建築法政令75条(コンクリートの養生)の規定を準用しているか	☐	
建築法政令79条(鉄筋のかぶり厚さ)の規定を準用しているか	☐	
政令12条 擁壁の水抜穴		
擁壁には、その裏面の排水を良くするため、壁面の面積3㎡以内ごとに少なくとも1個の内径が7.5cm以上の陶管等の耐水性の材料を用いた水抜穴を設け、かつ、擁壁の裏面の水抜穴の周辺等の必要な場所には、砂利等の資材を用いて透水層を設けているか	☐	

項 目	チェック欄	主な確認図書
政令14条 崖面崩壊防止施設の設置に関する技術的基準		
14-1-1 盛土・切土 [※] をした土地の部分に生ずる崖面に政令8条1項1号の規定により擁壁を設置することとした場合に、当該盛土・切土をした後の地盤の変動、当該地盤の内部への地下水の浸入、当該擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象が生ずるおそれが特に大きいと認められるときは、擁壁に代えて崖面崩壊防止施設を設置しているか ※ 政令3条4号・5号の場合を除く	☐	
14-1-2-イ 崖面崩壊防止施設は、14-1-1の事象が生じた場合においても崖面と密着した状態を保持することができる構造となっているか	☐	
14-1-2-ロ 崖面崩壊防止施設は、土圧・水圧・自重によって損壊・転倒・滑動・沈下をしない構造となっているか	☐	
14-1-2-ハ 崖面崩壊防止施設は、その裏面に浸入する地下水を有効に排除することができる構造となっているか	☐	
政令15条 崖面等の地表面について講ずる措置に関する技術的基準		
15-1 盛土・切土をした土地の部分に生ずる崖面 [※] について、風化等の侵食から保護されるよう、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等の措置を講じているか ※ 擁壁又は崖面崩壊防止施設で覆われた崖面を除く	☐	
15-2 崖面ではない盛土・切土をした後の土地の地表面 [※] について、当該地表面が雨水等の地表水による侵食から保護されるよう、植栽・芝張り・板棚工等の措置を講じているか ※ 以下の場合を除く ・崖の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう、勾配を付した土地の地表面(政令7条2項1号) ・道路の路面の部分等、当該措置の必要がないことが明らかな地表面 ・特定盛土等で農地等における植物の生育が確保される部分の地表面(政令18条)	☐	
政令16条 排水施設の設置に関する技術的基準		
16-1 盛土・切土をする場合において、地表水・地下水により崖崩れ・土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水・地下水を排除することができるよう、排水施設を設置しているか	☐	
16-1-1 排水施設は、堅固で耐久性を有する構造のものとなっているか	☐	
16-1-2 排水施設は、陶器・コンクリート・れんが等の耐水性の材料で造られ、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられているものとなっているか ※ 崖崩れ・土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管等の雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる	☐	
16-1-3 排水施設は、その管渠の勾配及び断面積が、排除すべき地表水・地下水を支障なく流下させることができるものとなっているか	☐	
16-1-4 専ら雨水等の地表水を排除すべき排水施設は、その暗渠である構造の部分の以下の箇所に、ます・マンホールが設けられているか ・管渠の始まる箇所 ・排水の流路の方向・勾配が著しく変化する箇所(管渠の清掃上支障がない箇所を除く) ・管渠の内径・内法幅の120倍を超えない範囲内の長さごとの清掃上適当な箇所	☐	
16-1-5 ます・マンホールに、蓋が設けられているか	☐	
16-1-6 ますの底に、深さが15cm以上の泥溜めが設けられているか	☐	
16-2 盛土をする場合において、盛土をする前の地盤面から盛土の内部に地下水が浸入するおそれがあるときは、当該地下水を排除することができるよう、当該地盤面に排水施設を設置しているか	☐	
16-2-1 当該地盤面に設置する排水施設は、16-1-1～16-1-3(16-1-2の※を除く)のいずれにも該当するものとなっているか	☐	

技術的基準 適合チェックリスト

<土石の堆積に関する工事編>

※ 案件ごとに必要な項目の適合をチェックする。

※ タイトル番号は政令の条項番号を示す。

項 目	チェック 欄	主な 確認図書
政令19条 土石の堆積に関する技術的基準		
19-1-1 土石の堆積は、勾配が10分の1以下である土地において行っているか ※ 堆積した土石の崩壊を防止するために必要な以下の措置を当該土地に講ずる場合を除く ⇒堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合、土石の堆積を行う面(銅板等を使用したものであって、勾配が10分の1以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等の堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置となっているか	☐	
19-1-2 土石の堆積を行うことによって、地表水等による地盤の緩み、沈下、崩壊又は滑りが生ずるおそれがあるときは、土石の堆積を行う土地について地盤の改良その他の必要な措置を講じているか	☐	
19-1-3 堆積した土石の周囲に、勾配が10分の1以下である空地を設けているか ・堆積する土石の高さが5m以下である場合は、当該高さを超える幅の空地 ・堆積する土石の高さが5mを超える場合は、当該高さの2倍を超える幅の空地 ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合(19-2)には、適用しない	☐	
19-1-4 堆積した土石の周囲には柵等を設け、また、土石の堆積に関する工事が施行される土地の区域内に人がみだりに立ち入らないよう、見やすい箇所に関係者以外の者の立入りを禁止する旨の表示を掲示して設けているか ※ 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置を講ずる場合(19-2)には、適用しない	☐	
19-1-5 雨水等の地表水により堆積した土石の崩壊が生ずるおそれがあるときは、当該地表水を有効に排除することができるよう、堆積した土石の周囲に側溝を設置する等の必要な措置を講じているか	☐	
19-2 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板を設置すること等の堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を有効に防止することができる措置(19-1-3、19-1-4の※)は、次のいずれかの措置となっているか ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等を設置し、鋼矢板等は、土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造であること ② 次に掲げる全ての措置 ・堆積した土石を防水性のシートで覆うことその他の堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積することその他の堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	☐	

参考様式 6

許可申請の取下届出書

年 月 日

殿

申請者 住所

氏名

〔法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

工事の許可申請を取り下げますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 受付番号	第 号
2 受付年月日	年 月 日
3 取下げの理由	

石川県土木部砂防課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎15階
電 話 番 号 076-225-1751
F A X 番 号 076-225-1752
メールアドレス saboka03@pref.ishikawa.lg.jp

石川県土木部建築住宅課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎16階
電 話 番 号 076-225-1778
F A X 番 号 076-225-1779
メールアドレス kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp

石川県農林水産部森林管理課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎14階
電 話 番 号 076-225-1641
F A X 番 号 076-225-1645
メールアドレス shinkan@pref.ishikawa.lg.jp

石川県農林水産部農業経営戦略課

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎13階
電 話 番 号 076-225-1633
F A X 番 号 076-225-1618
メールアドレス e210100@pref.ishikawa.lg.jp